

平成 18 年 4 月 28 日
金 融 庁

平成 16 年度政策評価結果の政策への反映状況

我が国の行政においては、政策評価を実施するとともに、その評価結果を政策に適切に反映させ、政策に不断の見直しや改善を加えることにより、効率的で質の高い行政及び成果重視の行政を実現することが求められています。こうしたことから、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」においては、各行政機関は、政策評価の結果の政策への反映状況を公表することとされています。

金融庁においては、16 年度実績評価書（評価対象期間：平成 16 年 7 月～17 年 6 月）、17 年度事業評価書（対象事業：18 年度概算要求に係る新規・拡充事業）及び 16 年度総合評価書（対象政策：「電子金融取引への金融行政上の対応」）を 17 年 8 月に公表したところですが、今般、上記法律を踏まえ、政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめましたので、公表いたします。

なお、取りまとめに当たっては、評価結果を踏まえて、どのように政策の改善・見直し等を行うこととしたのか、その方針を説明するとともに、当該方針に沿って実施した具体的な措置内容を例示しています。

目 次

I 16年度実績評価の評価結果に基づく反映状況

法定任務	基本目標	重点目標	政策	ページ
I 金融機能の安定	1 金融機関が健全に経営されていること	(1) 不良債権問題が正常化されること	① 主要行の不良債権処理の促進	1
			② リレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能強化	3
		(2) 金融機関のリスク管理態勢が確立されていること	① リスクに対応した実効性のある検査の実施	5
			② 効果的なオフサイト・モニタリングの実施	7
			③ 早期警戒制度、早期是正措置制度の的確な運用等	9
	2 金融システムの安定が確保されていること	(1) 金融システムの安定に支障が生じる事態が顕現化せず、安定が維持され、金融機関破綻時においても混乱なく円滑な処理が図られること	④ 資本増強行の経営の健全化	11
			⑤ 金融機能強化法の適切な運用	12
			⑥ システムトラブルへの適切な対応	13
		(2) 国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等	① システミックリスクの未然防止	15
			② ペイオフ解禁拡大に係る周知徹底	17
II 預金者、保険契約者、投資者等の保護	1 国民が金融サービスを適切に利用できること	(1) 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること	③ 早期警戒制度、早期是正措置制度の的確な運用等	9
			④ 資本増強行の経営の健全化	11
		(2) 国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していること	⑤ 金融機能強化法の適切な運用	12
			⑥ システムトラブルへの適切な対応	13
			① システミックリスクの未然防止	15
	2 金融機関等が金融サービスを公正に提供していること	(1) 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること	② ペイオフ解禁拡大に係る周知徹底	17
			③ 円滑な破綻処理のための態勢整備	19
		(2) 国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等	① システミックリスクの未然防止	15
			② ペイオフ解禁拡大に係る周知徹底	17
			③ 円滑な破綻処理のための態勢整備	19
3 市場が公正であること	(1) 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること	① 国際的な金融監督基準のルール策定等への貢献	20	
		② 新興市場国の金融当局への技術支援	22	
	(2) 国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していること	① 投資サービスに関する制度整備	24	
		② 保険をめぐる諸問題への適切な対応	25	
		① 各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどに係る情報の提供	27	
III 円滑な金融等	1 我が国金融が金融環境の変化に適切に対応できていること	(1) 金融分野において個人情報適切に取り扱われていること	① 金融分野における個人情報保護のための適切な対応	29
			② 証券取引法に基づくディスクロージャーの充実	31
		(2) 電子取引・カード取引のセキュリティが保たれていること	③ 会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化	33
			④ 公認会計士監査の充実・強化	35
			① 電子取引・カード取引のセキュリティ向上についての指導及び情報提供	37
	2 市場が公正であること	(1) 金融機関等の法令遵守態勢が確立されていること	① 利用者保護の観点からの厳正で実効性のある検査の実施	39
			② 金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応	41
		(2) 証券市場において取引の公正が確保されていること	③ 貸金業者に対する的確な監督	43
			① 証券市場の公正性を損ねる証券犯罪及び悪質な市場仲介者の徹底摘発、並びに証券市場における公正な価格形成等の確保	45
			② 証券市場に対する監視機能の強化	47
III 円滑な金融等	1 我が国金融が金融環境の変化に適切に対応できていること	(1) 多様な資金需要・投資ニーズに対応できる証券市場となっていること及び証券市場への資金の流れが拡大すること	① 個人投資家の参加拡大	49
			② 証券市場等の機能拡充	51
		(2) 金融インフラがIT化等に対応したもとなっていること	① 証券決済システムの改革	53
			② 地域再生施策との連携	56
	2 市場が公正であること	(1) 証券市場において取引の公正が確保されていること	① 中小企業金融の円滑化	54
			② 郵政民営化の基本方針等を踏まえた適切な対応	57
		(2) 金融システムが「官から民へ」の改革に対応したもとなっていること	① 郵政民営化の基本方針等を踏まえた適切な対応	57

法定任務	基本目標	重点目標	政策	ページ
	2 金融機関の企業活動が活発に行われていること	(1) 自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われること	① 規制改革の着実な実施	59
			② 金融行政の透明性の向上に向けた情報発信	60
	3 金融機関等が犯罪に利用されないこと	(2) 新規参入等を通じて競争が促進されていること	① 証券仲介業務の解禁に伴う新規参入への適切な対応	62
			② 信託制度の整備	63
		(1) 金融機関等がマネー・ローンダリングなどの金融犯罪に利用されないこと	① マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化	64
			② ヤミ金融業者等による不正な預金口座利用に対する厳正かつ適切な対応	66

(業務支援基盤整備に係る政策)

分野	課題	政策	ページ
1 人的資源	(1) 専門性の高い人材の育成	① 専門的研修の実施	68
		② 民間との情報交換	70
2 情報	(1) 行政事務の効率化のための情報化	① 行政事務の電子化	72
	(2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析	① 専門性の高い調査研究の実施	74

(「金融重点強化プログラム」(仮称)の策定)

政策名	ページ
バブル崩壊以来の不良債権問題への対応から脱却した金融行政への積極的転換を図ること	76

II 17年度事業評価の評価結果に基づく反映状況

事業名	ページ
1 有価証券報告書等の企業内容等の開示書類の電子化	77
2 ITキャラバン	78
3 金融経済教育を考えるシンポジウムの開催	79
4 少額短期保険募集人管理業務システム開発	80
5 電子申請・届出システムのe-GOVIに整備する窓口システムの利用	81
6 パーゼルⅡの国内実施に伴う承認審査に対応したシステムの整備	82
7 オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化	83

III 16年度総合評価の評価結果に基づく反映状況

政策名	ページ
電子金融取引への金融行政上の対応	84

**I 16年度実績評価の評価結果に
基づく反映状況**

1. 政策名

主要行の不良債権処理の促進

2. 評価結果の概要

- 不良債権問題が再び発生することのないよう、検査・監督当局による効率的かつ効果的なモニタリングの実施（検査・監督部局の更なる連携強化等）等を行うことにより、個々の金融機関の不良債権の状況やリスク管理態勢等を注視していくとともに、「金融再生プログラム」の残された課題に着実に取組んでいく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 不良債権についての早めの認知・対応を行う観点から、検査・監督部局による効率的かつ効果的なモニタリングの実施等、「金融改革プログラム」（平成16年12月公表）に盛り込まれた諸施策を推進していくこととしました。
- 主要行の不良債権比率が8.4%（14年3月期）から2.9%（17年3月期）に低下し、「金融再生プログラム」において掲げられた主要行の不良債権比率の半減目標は達成されました。今後も「金融再生プログラム」の残された課題に取り組んでいくこととしました。

(2) 措置状況

- 検査・監督当局による効率的なモニタリングの実施
 - ・ 検査・監督連携会議の開催について各業態の監督指針に明記するとともに、17年8月に検査・監督連携会議を開催し、主要行の決算状況等について意見交換を行いました。
- 「金融再生プログラム」の諸施策の実施
 - ・ 「金融再生プログラム」の諸施策を着実に推進した結果、不良債権比率は半減目標を達成した17年3月期の2.9%から更に低下し、17年9月期においては2.4%となっています。
 - ・ 自己資本の充実を図るために、17年12月に主要行の自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化に係る告示の改正を行う等、「金融再生プログラム」の残された課題に取り組みました。

担当部局

監督局総務課、監督局総務課信用機構対応室、監督局銀行第一課、検査局総務課

平成17年度実施計画における関連政策

政策 I-1-(1)-① リスク管理の高度化の推進

政策 I-1-(1)-④ 効果的なオフサイト・モニタリングの実施等

1. 政策名

リレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能強化

2. 評価結果の概要

- 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」（平成15年3月）に基づく、15～16年度の「集中改善期間」における各中小・地域金融機関の地域密着型金融の機能強化に向けた取組みは、総じて着実に進捗していますが、創業・新事業支援や早期事業再生などの分野をはじめ、その効果が顕在化するまでには一定の時間を要する取組みが少なくないことを踏まえれば、今後ともこうした取組みを継続していく必要があると考えています。

こうした観点から、17～18年度（「重点強化期間」）においては、「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）」（17年3月）（以下「新アクションプログラム」という。）に基づき、各中小・地域金融機関は、地域の特性等を踏まえた地域密着型金融推進計画を策定し、その実施に当たっても、自己責任と健全な競争の下で、地域密着型金融の一層の推進を図ることが必要であると考えています。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 新アクションプログラムに基づき、中小・地域金融機関の地域密着型金融の一層の推進を図ることとしました。そのため、18年度までの「重点強化期間」中、半期毎に財務局において各中小・地域金融機関が策定した地域密着型金融推進計画の進捗状況についてフォローアップを行うこととしました。

(2) 措置状況

○ 地域密着型金融の一層の推進

- ・ 各中小・地域金融機関が策定した地域密着型金融推進計画及びその進捗状況について、以下のとおり取りまとめ、公表するとともに、的確なフォローアップに努めました。

(ア) 17年10月、中小・地域金融機関が策定した「地域密着型金融推進計画」を取りまとめ、公表^{※1}

(イ) 18年1月、中小・地域金融機関の17年度上半期における取組みの進捗状況を取りまとめ、公表^{※2}

4. 担当部局

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課信用機構対応室、監督局

※1 (<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/ginkou/f-20051026-2.html>)

※2 (<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/ginkou/f-20060131-2.html>)

銀行第二課、検査局総務課

平成 17 年度実施計画における関連政策

政策 I - 1 - (1) - ② 地域密着型金融の機能強化の推進

1. 政策名

リスクに対応した実効性のある検査の実施

2. 評価結果の概要

- 金融行政が、不良債権問題への緊急対応を脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面へと移行していく節目において、金融検査は、利用者及び国民経済の立場に立ち、その透明性、効率性、実効性の確保等を図りつつ、金融機関の自主的かつ持続的な経営改善に向けた取組みを促進することが求められています。このため、「金融検査に関する基本指針」及び「金融検査評定制度」等の下、厳正で実効性のある検査に努める必要があります。
- 近年、貸出資産の健全性を重視した検査を実施してきましたが、個々の金融機関の実態に即して、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢についてプロセス・チェックに重点を置いた検証を行う必要があります。
- また、新たな取引形態・商品に対応可能な検査態勢の整備に努めるほか、信託業法及び保険業法の改正を踏まえた対応等を行う必要があります。
- 更に、必要に応じ検査マニュアルの整備を行うなど、金融情勢の変化に対応した検査の取組みについても、引き続き検討する必要があります。
- 以上を踏まえ、平成18年度において、上記の検査等の実施のため、予算・機構定員要求を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 金融機関を巡る状況の変化に対応した効果的・効率的な検査等を実施するため、17年7月に公表した平成17検査事務年度検査基本方針において、以下のような対応を掲げました。
 - ・ 金融検査に関する基本指針と金融検査評定制度
金融検査に関する基本指針に定める検査の基本的考え方、実施手続きに基づき検査を行う。金融検査評定制度については、その周知徹底等の態勢整備とともに、平成18年1月より試行を行い、平成18検査事務年度以降速やかに施行する。
 - ・ プロセス・チェックに重点を置いた法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の広範な検証
 - ・ 金融の構造変化等への対応、等

(2) 措置状況

- 金融検査に関する基本指針と金融検査評定制度
 - ・ 金融検査に関する基本指針に基づき、検査を実施しています。金融検査に関する基本指針の適切な運用を確保等する観点から、オンサイト及びオフサイトの検査モニターを実施しています。
 - ・ 金融検査評定制度については、17年7月から12月までの間を、試行に向けた準備期間と位置づけ、金融機関と評価の目線についての意見交換を実施しまし

た。そのうえで、18年1月より試行を開始するとともに、制度の理解を深めるため、18年3月、「評定制度の試行に関するQ&A」を策定・公表しました。

○ プロセス・チェックに重点を置いた法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の広範な検証

検査においては、個別事案の取扱いの適切性のみならず、プロセス・チェックに重点を置いて検証を行っています。また、個々の金融機関の実態に即して、特定のリスク管理態勢に偏ることなく、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢について幅広く検証しています。例えば、健全性の検証に当たっては、貸出資産の健全性に係る信用リスク管理態勢のみならず、仕組債を含めた多様な資産運用の実態に応じて、市場関連リスク管理態勢をも検証しています。

○ 金融の構造変化等への対応

・ 保険検査マニュアルの改訂

12年6月に策定された保険検査マニュアルについては、その後の保険に関する制度や状況の変化を踏まえ、改訂作業を行っています。

・ 信託検査マニュアルの策定

預金等受入金融機関の信託業務に係る検査マニュアルを整備するため、18年4月に検査局内に民間の有識者・実務者を含む信託検査マニュアル検討会を設け、検討を開始することとしました。

○ 予算、機構定員への反映状況

・ 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査を実施するため、引き続き18年度予算要求を行い、予算措置（392百万円）されました。

・ 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査を実施するため、18年度機構定員要求を行い、措置（評定審査官の設置等）されました。

4. 担当部局

検査局総務課

平成17年度実施計画における関連政策

政策I-1-(1)-③ 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施

1. 政策名

効果的なオフサイト・モニタリングの実施

2. 評価結果の概要

- 「金融改革プログラム」が目標とする「利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システム」の実現のため、「主要行等向けの総合的な監督指針」の作成及び同指針に基づいた着実な監督の実施が必要となります。更に金融コングロマリットについても、「金融コングロマリット監督指針」に基づき、グループレベルでの監督を着実に実施していく必要があります。また、検査部局及び監督部局が業態・テーマ毎に検査・監督連携会議を設置・開催するなど、それぞれの独立性を尊重しつつ連携を図り、オンサイトとオフサイト双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、効率的なモニタリングを実施していくことが必要です。
- 金融機関の業務の多様化、金融コングロマリット化を踏まえ、今後、金融機関の健全性について、より迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくための取組みが必要と考えられることから、モニタリング・システムについては預金取扱金融機関以外の業態についても、厳しい予算状況の下、効率的なシステム機能強化等の検討が必要です。
- 平成 18 年度末から実施が予定されているバーゼルⅡについては、実施に先立ち、17 年度末には金融機関が新規制に基づく予備計算を行うこととされています。金融庁においては、予備計算結果を踏まえて新たなリスク管理手法に沿った監督が必要となるため、徴求様式の変更等を含めコンピュータ・システムの機能強化が必要です。
- 金融コングロマリット化に対応した実効性ある組織的な監督を行うとともに、海外監督当局との積極的な意見・情報交換を通じた緊密な連携を強化していく必要があります。
- 以上を踏まえ、18 年度において、モニタリング・システム等に係る予算要求、金融コングロマリット化等に対応した機構定員要求を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 「主要行等向けの総合的な監督指針」の作成及び同指針に基づく監督、金融コングロマリットに対する「金融コングロマリット監督指針」に基づくグループレベルでの監督を着実に実施していくこととしました。
- モニタリング・システムの機能強化については、預金取扱金融機関に続き、証券会社及び保険会社についても、多様な分析ニーズに対応できる、柔軟性・拡張性のあるシステムに再構築することとしました。
- バーゼルⅡの実施に対応したシステムの整備については、予備計算結果を踏まえ

た新たなリスク管理手法に沿った監督を行うためにコンピュータ・システムを整備することとしました。

(2) 措置状況

○ 業態ごとの監督指針の策定

- ・ 17年10月に「主要行等向けの総合的な監督指針」を策定したほか、同年7月以降、各監督指針（中小・地域金融機関、保険会社、証券会社向け）の策定・改正を行い、オフサイト・モニタリングの一環としての金融機関に対する内部監査ヒアリングの実施、金融機関のガバナンスに対する監督上の着眼点の明確化等について規定するとともに、各監督指針に基づく適切な監督の実施に努めました。

○ 金融のコングロマリット化への対応

- ・ 「金融コングロマリット監督指針」に基づく、実効性のあるモニタリング、業態横断的な取引等の監督事務の適切な実行、グループとしての財務の健全性や業務の適切性、リスク管理態勢等の監督を可能とするため、18年度機構定員要求を行い、室長1名、補佐2名、係長2名の新設が認められました。

○ オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化

- ・ 証券会社に係るモニタリング情報について、オンラインでの徴求を可能とするとともに、情報の多様な分析によるモニタリングの高度化を図るため、17年11月、システムの再構築に着手しました。

なお、予算面では、保険会社に係るモニタリング・システムの再構築等について18年度予算要求を行い、予算措置（271百万円）されました。

○ バーゼルⅡの実施に対応したシステムの整備

- ・ 先進的手法の採用を希望する金融機関のリスク管理の状況の検証のためのコンピュータ・システムの整備について18年度予算要求を行い、予算措置（146百万円）されました。

4. 担当部局

監督局総務課、監督局総務課監督調査室、監督局総務課コングロマリット室、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

平成17年度実施計画における関連政策

I-1-(1)-④ 効果的なオフサイト・モニタリングの実施等

1. 政策名

早期警戒制度、早期是正措置制度の的確な運用等

2. 評価結果の概要

- 金融機関の経営のより一層の健全性の確保に向けて、早期警戒制度や早期是正措置の適切な運用に引き続き努める必要があります。
- 自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化について、平成 17 年度上期を目途にした告示改正に向けて、作業を着実に進めていく必要があります。
- 新しい自己資本比率規制への対応については、バーゼル銀行監督委員会における検討状況を踏まえつつ、17 年中を目途にした告示改正及び 18 年 3 月を目途にした監督指針・解釈集の改正に向けて作業を着実に進めていく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 金融機関の経営のより一層の健全性の確保に向けて、早期警戒制度や早期是正措置の適切な運用に引き続き努めることとしました。
- 16 年 6 月の金融審議会金融分科会第二部会における報告書において「繰延税金資産の算入の適正化を行うことが適当との意見が大勢を占めた」一方で、「算入適正化の開始時期は、(中略)不良債権比率の半減目標を達成した以降とすることが望ましい」とされたことを踏まえて、17 年 3 月期決算の状況を見極めつつ、繰延税金資産の算入の適正化に向けた具体的な規制(告示)の検討を引き続き行うこととしました。
- バーゼルⅡ(新しい自己資本比率規制)の国内実施に向けて、自己資本比率告示の改正、監督指針・解釈集等の整備に向けた作業を引き続き行うとともに、第 2 の柱の国内実施について検討を進めることとしました。また、早期警戒制度の枠組みの中にバーゼルⅡ第 2 の柱の考え方を反映させることを含め、早期警戒制度のより一層の活用に向けた見直しの検討を行うこととしました。

(2) 措置状況

- 早期警戒制度等の的確な運用
 - ・ 金融機関の経営のより一層の健全性の確保に向けて、財務情報やリスク情報に基づき必要な経営改善を促すなど、引き続き、早期警戒制度や早期是正措置の適切な運用に努めています。
- リスク管理に関するルールの整備
 - ・ 主要行について、17 年 3 月期決算において不良債権比率の半減目標が達成され

たことを受けて検討を進め、同年12月に、主要行の自己資本比率規制における繰延税金資産の算入の適正化に係る告示の改正を行いました。

- ・ バーゼルⅡへの対応は、17年12月末に銀行に関する再見直し後の告示案並びに銀行以外の預金取扱金融機関（及び銀行持株会社）に関する告示案に対する意見募集を行いました。さらに提出された意見を踏まえて必要な見直しを行い、18年2月に各告示の最終案を公表しました。

18年3月に各告示の官報掲載を行うとともに、告示に関する解釈集を公表しました。

○ 銀行勘定における金利リスク等、自己資本比率の算定に含まれないリスクの適切なモニタリング等の検討

- ・ バーゼルⅡ第2の柱において特に重要な事項とされている「銀行勘定の金利リスク」及び「信用集中リスク」については、個別に管理する必要性が高いことを踏まえ、早期警戒制度の枠組みの中に組み込み、バーゼルⅡ第2の柱の考え方を反映させることとして、18年3月に各監督指針（主要行等、中小・地域金融機関向け）の改正を行いました。

4. 担当部局

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

平成17年度実施計画における関連政策

政策Ⅰ－1－(1)－① リスク管理の高度化の推進

政策Ⅰ－1－(1)－④ 効果的なオフサイト・モニタリングの実施等

政策 I-1-(2)-④

1. 政策名

資本増強行の経営の健全化

2. 評価結果の概要

- より強固な金融システムの構築のために、早期健全化法に基づき公的資金による資本増強を受けた金融機関（以下「資本増強行」という。）の経営のより一層の健全性の確保に向けて、引き続き行政面における適切な対応に努めていく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 資本増強行について、経営健全化計画のフォローアップを引き続き行うこととしました。

(2) 措置状況

- 資本増強行の経営健全化計画のフォローアップ
 - ・ 資本増強行に対して経営健全化計画の履行状況につき報告を求め、平成 17 年 3 月期については同年 8 月に、17 年 9 月期については同年 12 月にその内容を公表しました。
 - ・ 17 年 3 月期については、当期利益が経営健全化計画対比で大幅に下振れた 2 先に対して、収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画の提出・実施等を内容とする業務改善命令を発出しました（17 年 7 月）。
また、16 年 7 月に命令を受けたにも拘らず、17 年 3 月期の当期利益が経営健全化計画対比で大幅に下振れるなど、なお経営の改善が見られない 1 先に対して、責任ある経営体制の確立、収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画の提出・実施等を内容とする業務改善命令を発出しました（17 年 7 月）。

(注) 資本増強行のうち、もみじホールディングス、八千代銀行及び和歌山銀行については、合わせて 670 億円の優先株式の処分が行われ、公的資金が完済されました。また、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループについては、合わせて 1 兆 7,624 億円の優先株式の処分が、旧UFJホールディングス、りそなホールディングス、ほくほくフィナンシャルグループ及びもみじホールディングスについては、合わせて 3,400 億円の劣後債・劣後ローンの期限前償還・期限前弁済（いわゆる「コールオプション行使」）が行われました。

この結果、旧安定化法及び早期健全化法に基づく資本増強額（約 10.4 兆円）の 18 年 3 月末の残高は約 4.7 兆円となっています。

4. 担当部局

監督局総務課信用機構対応室

平成 17 年度実施計画における関連政策

政策 I-1-(1)-⑤ 資本増強行の経営の健全化及び金融機能強化法の適切な運用

政策 I-1-(2)-⑤

1. 政策名

金融機能強化法の適切な運用

2. 評価結果の概要

- 株式等の引受け等に係る申込みがあった場合は、法令に基づき適正に審査し、提出された経営強化計画の公表及び計画の履行状況の定期的な公表を行うなど適切な運用を図っていく必要があります。
- このため、平成 18 年度において、所要の政府保証枠等の予算要求を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 金融機能強化法の適切な運用を引き続き図っていくこととしました。

(2) 措置状況

- 金融機能強化法の適切な運用を引き続き図っていくため、18 年度予算要求を行い、金融機能強化業務等に関する預金保険機構の政府保証枠（2 兆円）、資本参加の審査等の経費（41 百万円）、金融機能強化審査会経費（1 百万円）が予算措置されました。

4. 担当部局

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課信用機構対応室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局企画課信用機構企画室

平成 17 年度実施計画における関連政策

政策 I-1-(1)-⑤ 資本増強行の経営の健全化及び金融機能強化法の適切な運用

1. 政策名

システムトラブルへの適切な対応

2. 評価結果の概要

- 合併等の経営再編に伴うシステム統合等に向けた取組みに対しては、スケジュール及びその進捗状況等について、必要に応じ、銀行法第 24 条等に基づく報告等により把握する必要があります。また、障害発生時には、顧客への無用な混乱を生じさせないよう、システムトラブルの未然防止の観点も含め、適切な措置を講じる必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 金融機関が合併等の経営再編に伴いシステム統合等を行うこととした場合には、システム統合に向けたスケジュール及びその進捗状況等について、必要に応じ、銀行法第 24 条等に基づく報告等を通じて把握を行うこととしました。
- 金融機関がコンピュータシステムの障害の発生を認識した場合には、直ちに、その事実について当局宛てに報告を求めるとともに、必要に応じ追加報告を求めることとしました。

(2) 措置状況

- システム統合に際してのモニタリング状況
 - ・ 「主要行等向けの総合的な監督指針」（平成 17 年 10 月策定）等、各監督指針（中小・地域金融機関、保険会社、証券会社向け）において、システム統合時における監督上の着眼点や対応について規定しました。
 - ・ また、金融機関等がシステム統合等を行うこととした場合には、システム統合の計画及びその進捗状況、システム統合リスク管理並びにプロジェクトマネジメントの態勢等について、報告を求めました。
- システム障害等に対する対応状況
 - ・ 金融機関等においてコンピュータシステムの障害等の発生を認識した場合には、その事実について当局宛てに報告を求めるとともに、報告に基づき事実関係、復旧の見込み及び再発防止策等について重大な問題がないか検証しました。17 年度に生じた障害の大半は、当日あるいは翌日復旧しているものであり、比較的軽微なものとなっていますが、システム障害の再発防止策が不十分である等重大な問題が認められる金融機関等に対しては、業務改善命令を行いました（2 件）。

4. 担当部局

監督局総務課監督調査室、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

平成17年度実施計画における関連政策

I-1-(1)-④ 効果的なオフサイトモニタリングの実施等

1. 政策名

システミックリスクの未然防止

2. 評価結果の概要

(りそなグループ)

- りそなグループについては、経営健全化計画の着実な履行を通じ、収益性を十分向上させていくことにより、企業価値が高められていくこととなると考えており、引き続き、経営健全化計画が着実に履行されるよう、適切なフォローアップに努める必要があります。

(足利銀行)

- 足利銀行においては、企業価値の向上を目指し、抜本的な経営改革、中小企業等の再生に向けた取組みなど様々な施策を進めているところですが、こうした取組みが具体的な成果として結実するまでには、なおしばらくの時間が必要であるため、引き続き、同行の取組みを適切にフォローアップしていく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

過去に預金保険法第 102 条の適用を受けた金融機関（りそなグループ及び足利銀行）に対し、引き続き適切にフォローアップを行うこととしました。

(2) 措置状況

- 過去に預金保険法第 102 条の適用を受けた金融機関（りそなグループ及び足利銀行）に対する適切なフォローアップの実施

(りそなグループ)

- ・ りそなグループの経営健全化計画のフォローアップ

平成 17 年 12 月に、りそなグループに対して 17 年 9 月期の経営健全化計画の履行状況につき報告を求め、その内容を公表しました。

(注) りそなグループは 15 年 6 月に公表した経営健全化計画について、資本増強後に選任された新経営陣の下、見直しを行い、17 年 3 月までの集中再生期間内の経営健全化計画を 15 年 11 月に策定・公表しました。

さらに 16 年 11 月に、「集中再生期間」における取組み（財務改革、リストラ等による黒字経営の体質転換等）を踏まえ、今後の収益改善策やリストラ策による収益効果が明確に示される 20 年 3 月期までの新しい経営健全化計画を策定・公表しました。

(足利銀行)

- ・ 経営に関する計画のフォローアップ

足利銀行に対しては、預金保険法第 115 条に基づき、17 年 9 月期における経営に関する計画の履行状況について報告を徴求するなど、同行の取組みのフォローアップを行いました。なお、同行において、17 年 11 月に、「経営に関する計画の履行状況」（17 年 9 月期）が公表されました。

4. 担当部局

監督局総務課信用機構対応室

平成 17 年度実施計画における関連政策

政策 I - 2 - (1) - ① システミックリスクの未然防止及びペイオフ全面解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備

1. 政策名

ペイオフ解禁拡大に係る周知徹底

2. 評価結果の概要

○ 預金保険制度の周知を図るため広報活動を行った結果、アンケート調査による預金保険制度の認知度について、ここ数年は高い水準を維持しております。

また、これまでのところペイオフ解禁に関し、預金者の誤解や不知に基づく特段の混乱は見られておらず、預金者への預金保険制度の周知は、相当程度、図られたものと考えます。

ペイオフ解禁後においても、預金保険制度に係る誤認等に基づく混乱を来たさないことが重要であるとの観点から、引き続き、預金保険制度の広報活動を充実させる必要があります。このため、平成 18 年度において予算要求を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

○ ペイオフ解禁後においても、預金保険制度に係る誤解等に基づく混乱を来たさないことが重要であるとの観点から、引き続き、預金保険制度の周知及び情報提供の浸透を図るため、広報活動を充実させることとしました。

(2) 措置状況

○ 制度の周知徹底のための広報活動

- ・ 預金保険制度のパンフレットを改訂し、各財務局等を通じて全国の地方公共団体、商工会議所、税務署、図書館等へ配布するとともに、当庁のホームページに掲載いたしました。（17 年 12 月）
- ・ 上記パンフレットの配布にあわせて、各財務局等の職員に対し預金保険制度の研修を実施しました。（17 年 12 月～18 年 1 月）

○ 郵政民営化への対応

郵政民営化関連 6 法の成立（17 年 9 月）を受け、民営化後の預金保護についてもパンフレットに掲載し周知に努めました。

○ 予算の要求

預金保険制度に関する広報経費について 18 年度予算要求を行い、予算措置（7 百万円）されました。

4. 担当部局

総務企画局企画課信用機構企画室、総務企画局政策課広報室

平成 17 年度実施計画における関連政策

政策 I - 2 - (1) - ① システミックリスクの未然防止及びペイオフ全面解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備

政策 I-2-(1)-③

1. 政策名

円滑な破綻処理のための態勢整備

2. 評価結果の概要

- 名寄せデータの精度の維持・向上や、初動対応の一層の円滑化、迅速化を含め、破綻処理のための態勢整備に引き続き努める必要があります。検査においても、引き続き、預金保険機構と連携し、適時適切に名寄せデータの整備が図られているか検証していく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 金融機関の破綻処理を迅速かつ円滑に進めるため、名寄せデータの精度の維持・向上や預金保険機構等の関係機関との連携強化に引き続き努めることとしました。

(2) 措置状況

- 名寄せデータの精度の維持・向上
 - ・ 名寄せデータの精度の維持・向上のため、預金保険機構とも連携し、検査・監督を通じて、名寄せデータの整備状況を引き続き検証し、改善を促しています。
- 関係機関との連携強化
 - ・ 預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、初動対応の一層の円滑化、迅速化を含め、破綻処理のための態勢整備の充実を引き続き図っています。

4. 担当部局

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課信用機構対応室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、検査局総務課

平成 17 年度実施計画における関連政策

政策 I-2-(1)-① システミックリスクの未然防止及びペイオフ全面解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備

1. 政策名

国際的な金融監督基準のルール策定等への貢献

2. 評価結果の概要

- バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、証券監督者国際機構（IOSCO）及び保険監督者国際機構（IAIS）において、各国の監督制度や市場の実状等を踏まえて作成された各種の監督上の基準、諸原則等は、監督水準の向上とより適切な環境整備に資するものであり、引き続き国際的な金融監督ルール策定等に積極的に貢献していくことが必要です。また、ジョイント・フォーラムにおいては、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化に引き続き積極的に貢献していくことが必要です。
- 世界貿易機関（WTO）における金融サービス自由化交渉及びこれを補完するための経済連携協定（EPA）締結交渉において、適切かつ秩序ある金融サービスの自由化を促進することは、各国の経済発展にも資するものであり、引き続き積極的に参加していくことが必要です。
- 以上を踏まえ、平成 18 年度において、国際ルール整備体制の強化のための機構定員要求及び国際ルール策定等への貢献を行うための各国際フォーラムへの出席のための予算要求を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 引き続き、各国際フォーラム等での議論に積極的に参画していくこととしました。なお、「金融改革プログラム」（16 年 12 月）においても「金融行政の国際化と国際的なルール作りへの積極的参加」が掲げられています。

(2) 措置状況

- バーゼル委、IOSCO、IAIS 等における議論への積極的な貢献
 - ・ バーゼル委においては、銀行の健全なコーポレート・ガバナンスの実施に際してのガイダンスの改訂作業に貢献してきました。また、バーゼルⅡの円滑な実施の観点から、内部格付手法の検証方法に関する研究やオペレーショナル・リスクの計測に関する議論等に積極的に参加したほか、バーゼルⅡ実施が邦銀に与える影響についての定量的な調査の実施や、海外監督当局との情報交換にも取り組みました。
 - ・ IOSCOにおいては、「エラートレード・ポリシー」、「集団投資スキームにおけるマーケットタイミング取引に関するベストプラクティス」「集団投資スキームに関するマネーロンダリングに関するガイドライン」及び「外国発行者によるクロスボーダー上場及び募集に係る国際開示原則」等、各種基準・指針等の策定に貢献したほか、常設委員会において、会計・監査及び多国間開示、流通市場、法務執行等に係る調査・研究及び報告書の策定作業に取り組みました。また、国際監査基準等の基準設定活動の監視を担う委員会に IOSCO 枠として我が国メンバーが参

加するなどの貢献をしています。

- ・ I A I Sにおいては、「保険監督の新たな枠組み」「ソルベンシー（健全性）評価に関する国際的な共通指針」、「保険会社の投資リスク及び業績に関する情報開示基準」や「世界再保険市場報告 2004」等、各種基準・指針等の策定に貢献しました。現在進行中の作業においても、国際的に共通のソルベンシー評価手法の策定、生命保険会社の引受業績およびリスクに関する情報開示基準の策定、I A S B（国際会計基準審議会）の保険会計プロジェクトに対するコメントペーパーのとりまとめ等に貢献しています。
- ・ ジョイント・フォーラムにおいては、金融当局、金融機関、決済システム運営者を含めた幅広い金融関係者が、テロ、伝染病、自然災害などの重大な障害に対する業務継続体制を整備する上での重要な原則を提示する「業務継続のための基本原則」（市中協議を経て近日中に公表予定）の策定作業に貢献してきました。また、金融機関の流動性リスク管理実務についての実態調査や、リスクに関する規制アプローチの業態ごとの異同についての分析に関する作業にもそれぞれ積極的に参加しています。

○ W T O、E P A交渉における議論への積極的な参加

- ・ W T Oドーハラウンド交渉においては、17年9月、18年2月のサービスウィークでアジアの新興市場国と二国間で金融サービス分野にかかるリクエスト・オファー交渉を継続的に行ってきています。さらに、17年12月の香港閣僚会議の結果を受けて、米、EC、加等とともに、新興市場国に対して、共同でリクエストを提出し、金融サービスの自由化を促しました。

また、W T Oにおける多国間交渉を補完するため、我が国は、タイ、マレーシア、フィリピン、韓国及びインドネシアとの間で、E P A交渉を行ってきました。このうちタイ（17年9月に大筋合意）及びマレーシア（17年12月に協定を締結）との金融サービス分野における自由化交渉においては、当庁として積極的に参加し、先方金融監督当局の規制監督能力の向上や現地に進出した我が国金融機関の業務展開の円滑化に貢献すべく、金融監督当局間の協力の枠組みを構築しました。

○ 海外監督当局との連携強化等

- ・ 国際監督室等を窓口として、主要国の監督当局と定例・随時の二国間協議を実施しました。

○ 国際的な金融監督基準のルール策定等への貢献のための体制整備

- ・ 国際会議等に必要経費として18年度予算要求を行い、190百万円が措置されました。

4. 担当部局

総務企画局総務課国際室、監督局総務課国際監督室

平成17年度実施計画における関連政策

政策I-2-(2)-① 国際的な金融監督のルール策定等への貢献

1. 政策名

新興市場国の金融当局への技術支援

2. 評価結果の概要

- 近年のグローバル化の進展に伴う市場の環境の変化に応じて、アジア太平洋の新興市場国の金融当局がそれぞれの市場の発展段階に即した規制・監督を行っていくことを支援するため、研修や調査の内容を適切に見直していくことが必要です。
- アジア太平洋の新興市場国の金融規制・監督当局への技術支援に引き続き積極的に取り組む必要があります。
- 以上を踏まえ、平成 18 年度において、新興市場国に対する技術支援の効果的実施に係る予算要求を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- アジア太平洋の新興市場国の金融規制・監督当局への技術支援を適切に行うため、17 年度において、研修事業のすべてのコースを対象に研修参加者に対するアンケート調査を実施し、必要に応じて研修や調査の内容を適切に見直すこととしました。
- より効果的で効率的な技術支援の実施に向けた取組みを引き続き行うこととしました。

(2) 措置状況

- 新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等の実施
 - ・ 当庁実施研修事業の参加者に対するアンケート調査
17 年 10 月に本邦で実施した証券監督者セミナー、18 年 2 月の証券法務執行セミナーおよび 18 年 3 月の預金保険セミナーにおいて、研修終了後、参加者に対するアンケート調査を行いました。アンケート結果については、研修プログラムの見直し等、今後行われる研修の内容を充実させるよう適切に反映させる予定です。
 - ・ 効果的で効率的な技術支援の実施
効果的な技術支援をより効率的に実施していくとの観点から、経済協力費予算の見直しを行い、18 年度予算において、既存事業の見直し等により、17 年度に比べ 5.8%減の 103 百万円が措置されました。

4. 担当部局

総務企画局総務課国際室

平成 17 年度実施計画における関連政策

政策 I -2- (2)-② 新興市場国の金融当局への技術支援

政策Ⅱ-1-(1)-①

1. 政策名

投資サービスに関する制度整備

2. 評価結果の概要

- 平成16年12月に成立した金融先物取引法の一部改正は、政策目標であるため「投資者保護」の達成に資するものとなっています。
また、投資サービスにおける投資家保護のあり方については、具体的な、措置すべき内容についての検討を踏まえ、金融庁としても、法制化に向けた作業を実施する必要があります。
- 以上を踏まえ、平成18年度において投資サービスに係るルール策定等の体制強化のための機構定員要求等を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 引き続き、「投資サービス法（仮称）」の法制化に向けた取組みを行っていくこととしました。

(2) 措置状況

- 投資者保護のための横断的法制の整備に向けた作業の実施
 - ・ 平成17年12月22日、金融審議会金融分科会第一部会報告書「投資サービス法（仮称）に向けて」が取りまとめられました。
 - ・ 利用者保護の拡充と利用者利便の向上を図るため、平成18年3月13日、「証券取引法等の一部を改正する法律案」及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を国会に提出しました。
- 予算、機構定員の要求
 - ・ 新たな投資サービスへの対応に係る調査のため、平成18年度予算要求を行い、予算措置（14百万円）されました。
 - ・ 投資サービス法制に係るルール策定体制の強化等のため、新たに機構定員要求を行い、措置（参事官（市場業務担当）、補佐3名、係長3名）されました。

4. 担当部局

総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局銀行第一課、監督局証券課、証券取引等監視委員会

平成17年度実施計画における関連政策

- 政策Ⅱ-1-(1)-① 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底
- 政策Ⅲ-1-(1)-① 個人投資家の参加拡大

1. 政策名

保険をめぐる諸問題への適切な対応

2. 評価結果の概要

- 根拠法のない共済への対応及び保険契約者保護制度の見直しについては、第162回通常国会において成立した法律の周知を図るとともに、関連する政令・府令を引き続き整備する必要があります。また、これらの制度（少額短期保険業制度やセーフティネットのあり方）については、改正法に定められた制度の見直しに係る規定に基づき、見直しに向けた検討を行う必要があります。
- 銀行等による保険販売規制の見直しについては、内閣府令の改正内容について周知した上で円滑な施行を図り、施行後は必要なモニタリングを実施しつつ、弊害の発生防止に努め顧客利便の向上等を実現する必要があります。
- 第三分野の保険商品の財務関連ルール整備については、平成17年6月に取りまとめられた報告書「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等について」の内容を踏まえ、内閣府令等の改正を速やかに行う必要があります。
また、「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」における中間論点整理を踏まえて、保険契約における適合性原則に関して監督指針等の改正を速やかに行うとともに、最終論点整理に向けて引き続き同チームにおける検討を重ねていく必要があります。
- 以上を踏まえ、18年度において、保険制度に係る企画立案及び監督事務を着実かつ効率的に遂行するため、機構定員要求を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 契約者保護の一層の充実を図るため、根拠法のない共済への保険業法の適用、保険のセーフティネットについて補償内容や財源制度の見直しを行うこと等を内容とする「保険業法等の一部を改正する法律」の円滑な施行に向け、政令、内閣府令の改正等の所要の整備を行うこととしました。
また、少額短期保険業者に対する監督上の留意点等を取りまとめた「少額短期保険業者向けの監督指針」を策定することとしました。
- 銀行等による保険販売規制の見直しについては、内閣府令の改正内容について十分周知した上、施行することとしました。また、施行後は必要なモニタリングを実施し弊害の発生防止に努めることとしました。
- 「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」において、保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方についての中間論点整理をとりまとめ、それを踏まえ、監督指針の改正等を行うこととしました。また、同チームにおいては、引き続き、適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘のあり方、ニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方について検討を行うこととしました。

また、第三分野の保険商品の財務関連ルールについては、17年6月に取りまとめられた報告書の内容を踏まえて内閣府令等を改正することとしました。

(2) 措置状況

- 少額短期保険業制度の円滑な実施及び保険のセーフティネットの見直しに向けた政令、内閣府令等の整備
 - ・ 「保険業法施行令」、「保険業法施行規則」及び「保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令」等の関係政令、内閣府令を改正し、18年3月に公布しました（同年4月施行）。
主な改正内容は以下のとおりです。
 - (ア) 保険業法の定義から除外されるものを規定
 - (イ) 少額短期保険業者に係る保険の保険金額、收受する保険料の基準等の整備
 - (ウ) 生命保険契約者保護機構の補助の要件等の整備
 - ・ 少額短期保険業者に対する監督上の留意点等を取りまとめた「少額短期保険業者向けの監督指針」を18年3月に策定・公表しました。
- 銀行等による保険販売規制の見直し
 - ・ 保険業法施行規則を改正し、17年7月に公布しました（同年12月施行）。
 - ・ この施行により、一部の保険商品の販売が追加解禁されると同時に新たな弊害防止措置が講じられることとなりました。銀行等による保険募集の状況等については、引き続き、実効性のあるモニタリングに努めています。
- その他保険契約者等の保護のためのルール等の整備
 - ・ 保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方については、「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」において、「中間論点整理～保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方～」（17年7月公表）がとりまとめられ、18年2月、それを踏まえた監督指針の改正を行いました。
 - ・ 適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘のあり方については、18年3月、同チームにおいて、「中間論点整理～適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘のあり方～」をとりまとめ、公表しました。
 - ・ 18年3月、第三分野の保険商品の財務関連ルール整備案（内閣府令等）の意見募集の結果及び意見に対する金融庁の考え方の公表を行いました。
- 監督事務の体制整備
 - ・ 少額短期保険業者に対する監督体制の整備として、18年度予算、機構定員要求を行い、予算措置（少額短期保険募集人管理業務システム経費23百万円）されるとともに、補佐2名・係長2名の新設が認められました。
 - ・ 保険サービス監視体制の強化として、18年度機構定員要求を行い、専門官1名の新設が認められました。

4. 担当部局

総務企画局企画課保険企画室、監督局保険課

平成17年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ－1－(1)－① 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底

1. 政策名

各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどに係る情報の提供

2. 評価結果の概要

- 金融庁としては、様々な機会・媒体を最大限有効に活用して、内外に対し正確な情報発信を行い、金融行政について適切な理解が得られるよう努める必要があります。
- 金融庁ホームページについては、掲載情報の拡充や利用者利便の更なる向上のための改修に努める必要があります。また、海外へ向けた広報活動の充実、金融庁ホームページや「アクセスFSA」などの積極的なPR及び「新着情報メール配信サービス」への登録促進にも努める必要があります。
- 金融庁ホームページ上の「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」について、金融分野における消費者保護制度等への国民の理解増進のために、掲載内容の充実及び利用促進を図る必要があります。
- シンポジウムの開催等については、「投資家教育プロジェクトとの連携」に係る地域再生計画を策定している自治体とも連携していく必要があります。その他、教育関係者や金融関係団体等との連携を図って、金融知識の普及等のための諸施策を横断的に進めていくことも重要です。
- 近年の金融商品・サービスの多様化・複雑化に伴い、金融サービス利用者からの相談等の内容は多岐に亘る傾向にあり、これに適時適切な対応を行なうための体制の強化を図る必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 金融行政にかかる広報については、報道機関を通じての情報発信だけでなく、政府広報やホームページ（和文・英文）など多様な媒体を活用し、広く国民や海外に向けて、正確な情報を直接発信すべく努めることとしました。
- 国民が直接アクセスできるホームページについては、随時内容の拡充を行うとともに、情報構成の整備等を行うこととしました。
- 金融庁ホームページの「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」について、既存パンフレット等の改訂を行うほか、預金者、投資家等を対象とした危害・警告情報等の充実を図ることとしました。この他、「投資家教育プロジェクトとの連携」に係る地域再生計画を策定している自治体の支援の一環として、「地域社会とお金の使い方について考えるシンポジウム」を開催することとしました。また、10 財務（支）局に委嘱された金融行政アドバイザーを活用し、金融知識普及等のための諸施策について意見を聴取するほか、金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等への「金融庁後援」名義付与を積極的に進めていくこととしました。
- 相談等の内容が多様化・複雑化する状況においても、「利用者への対応」及び、金融改革プログラム工程表（平成17年3月）に掲げる「主な相談事例のポイントを取りまとめ定期的に公表」を適時適切に行なうこととしました。

(2) 措置状況

- 金融行政に関する様々な機会・媒体を活用した広報
 - ・ 当庁の施策について、全国各地で開催される業務説明会等の場等において説明を行った他、政策広報のテレビ等の各種媒体の活用により広報展開を行いました。
 - ・ 金融庁においては、各種報道発表を行っていますが、引き続き重要なもの等については、報道発表にあわせて大臣による記者会見や担当者による記者説明を行うほか、必要に応じ英語による資料を作成し、広報を行っています。
- 金融庁ホームページの拡充
 - ・ 利用者利便の最大化を図るため、17年4月にトップページの改訂を行いました。また、18年3月には第2階層以下について情報構成の整備やサイトデザインの統一を行い、今後は、アクセシビリティ支援ツールやセキュリティのより一層の向上のためのツールについても導入する予定です。
 - ・ 「アクセスFSA」について、金融知識の普及を目的としたシンポジウムについて集中連載を行うなど特集や連載記事を充実させた他、「アクセスFSA」を英文化した「FSA Newsletter」をホームページに17年10月から掲載開始しました。
- 金融知識の普及活動
 - ・ 17年12月、小学生向けパンフレット「金融庁 くらしと金融」を改訂しホームページへ掲載したほか、危害・警告情報等をホームページに掲載（17年10月「あなたのキャッシュカードが狙われています」等）し、内容の拡充を図りました。
 - ・ 18年2月、金融行政アドバイザー一連絡会議を開催し、金融知識の普及等のための諸施策について意見等を聴取しました。
 - ・ 金融知識の普及等を目的に金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等について、「金融庁後援」名義を17年7月以降10件付与しました。
 - ・ 「地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携」を内容とする「地域再生計画」の認定を受けた大阪府及び千葉県に対する金融庁からの支援の一環として、「地域社会とお金について考えるシンポジウム」を大阪府で17年12月、千葉県で18年1月に開催しました。
 - ・ シンポジウムの開催をはじめ、金融経済教育を推進するため、18年度予算要求を行い、予算措置（16百万円）が認められるとともに、機構定員についても18年度要求で金融知識普及・推進の体制整備に係る措置（2名）が新たに認められました。
- 金融サービス利用者相談室の体制強化
 - ・ 金融サービス利用者の利便性向上の観点から、「金融サービス利用者相談室」の相談体制を強化するため、18年度予算・機構定員要求を行い、予算措置（72百万円）されるとともに、定員措置（係長2名）されました。
 - ・ 相談件数や主な相談事例のポイントを四半期ごとに公表しました。（17年10月、18年1月公表）

4. 担当部局

総務企画局政策課、政策課広報室、政策課金融サービス利用者相談室

平成17年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ－1－(2)－① 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実

政策Ⅱ-1-(3)-①

1. 政策名

金融分野における個人情報保護のための適切な対応

2. 評価結果の概要

- 金融機関等が個人情報の保護に対する正しい認識を深め、個人情報が適切に取り扱われるよう、ガイドライン及び実務指針の周知・徹底を図る必要があります。
- 関連する法令や事務ガイドライン、検査マニュアル等に基づき、金融機関において適切な顧客情報管理が行われるよう、一層の適時適切な検査・監督に努めるとともに、個人情報の漏洩等に際して、内部管理態勢等に問題があると認められた場合には、監督上厳正な対応を行っていく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 平成17年4月1日の個人情報保護法の全面施行後、金融機関等において個人情報が適切に取り扱われるよう、ガイドライン及び実務指針の周知・徹底を図ることとしました。
- 個人情報保護に関して、金融機関等に対する適時適切な監督に引き続き努めるとともに、個人情報の漏洩等に際して、内部管理体制等に問題があると認められた場合には、監督上厳正な対応を行っていくこととしました。

(2) 措置状況

- 個人情報保護等の利用者保護の確保
 - ・ ガイドライン及び実務指針の周知・徹底
業界団体等に対し、説明会等を通じて、ガイドライン及び実務指針の周知・徹底を図りました。また、金融庁内においても、検査官に対する研修等を通じて、ガイドライン及び実務指針の周知・徹底を図りました。
 - ・ 個人情報管理態勢に係る一斉点検
17年4月の個人情報保護法等の施行に合わせ、預金取扱金融機関、証券、保険の各業態の金融機関等に対し、個人情報管理態勢に係る一斉点検を実施するとともに、その結果を6月末までに当局に報告するよう、文書をもって要請を行い、同年7月に、その結果について取りまとめの上、公表を行いました。
 - ・ 認定個人情報保護団体の認定
個人情報保護法及び認定個人情報保護団体についての指針に基づき、3団体を認定個人情報保護団体として認定しました。
(注) 検査については「政策Ⅱ-2-(1)-①利用者保護の観点からの厳正で実効性のある検査の実施」に記載。

4. 担当部局

総務企画局企画課調査室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局総務

課情報化・業務企画室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局総務課金融会社室、監督局保険課、監督局証券課

平成 17 年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ－２－（１）－① 金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応

1. 政策名

証券取引法に基づくディスクロージャーの充実

2. 評価結果の概要

- 平成 17 年 6 月の金融審議会第一部会報告及びディスクロージャー・ワーキング・グループ報告を受け、公開買付制度や大量保有報告制度のあり方、投資商品の性格に応じたディスクロージャーのあり方や適格機関投資家の範囲の見直し、四半期報告制度のあり方などについて更に詳細な検討を行う必要があると考えています。このうち、公開買付制度等のあり方については、金融審議会第一部会の下に公開買付制度等ワーキング・グループを設置し、検討を進めていくこととしています。
- 16 年 12 月の第一部会報告を受け、内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の監査のあり方についても、引き続き検討を行う必要があると考えています。
- 17 年 6 月に改正証券取引法が成立したことを受け、施行日までに親会社情報開示、英文開示制度、継続開示義務違反に対する課徴金制度について、所要の政令・府令の整備が必要となります。
- 以上を踏まえ、18 年度において、開示制度の信頼性確保に向けた体制強化を図るため、予算・機構定員要求を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 金融審議会第一部会の下に設置された公開買付制度等ワーキング・グループにおいて、17 年 7 月から 12 月にかけて公開買付制度・大量保有報告制度等のあり方について審議をすることとしました。
- 財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の評価及び公認会計士等による検証の監査を制度化（法制化）を図るとともに、その状況も踏まえて、経営者による評価及び監査の基準を策定します。さらに、基準を実務に適用していくとした場合のより詳細な実務上の指針についても整備を図ります。
- 企業情報開示制度の信頼性を確保する観点から、また、我が国証券市場の国際競争力の向上を図る観点から、17 年 6 月に証券取引法を改正し、それに伴って親会社情報開示、英文開示制度、継続開示義務違反に対する課徴金制度について、所要の政令・府令を整備することとしました。

(2) 措置状況

- 証券取引法上のディスクロージャー制度の整備及び EDINET の整備

- ・ 公開買付制度・大量保有報告制度等のあり方について、17年12月22日に公開買付制度等ワーキング・グループから金融審議会第一部会に報告がなされました。
この報告に示された考え方に沿って、公開買付制度・大量保有報告制度等について法制上の見直しが必要な点については、「証券取引法等の一部を改正する法律案」に盛り込み、18年3月13日に国会に提出しました。
 - ・ 上場会社等に対し、事業年度ごとに当該会社の財務計算に関する情報の適正性を確保するために必要な体制について評価した内部統制報告書を、監査法人等の監査証明を受けた上で提出することを義務付けた「証券取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。
 - ・ 改正証券取引法で規定された親会社情報の開示、英文開示制度及び継続開示義務違反に対する手続き等を定めた「証券取引法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」を整備し、17年11月30日に公布しました。
- 予算・機構定員の要求
- ・ 開示制度の信頼性確保に向けた体制強化を図るため、18年度機構定員要求を行い、措置（参事官（開示業務担当）、補佐2名、係長3名）されました。
 - ・ EDINETの再構築を18年～19年度の2年間かけて実施するため、新たに18年度予算要求を行い、予算措置（18年度1,671百万円）されるとともに、予算執行の弾力措置として国庫債務負担行為が手当てされました。

4. 担当部局

総務企画局企業開示課

平成17年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ－1－(3)－① 証券取引法に基づくディスクロージャーの充実

1. 政策名

会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化

2. 評価結果の概要

- EU による日本の会計基準にかかる同等性評価については、欧州証券規制当局委員会（CESR）による技術的助言を受けて、EC が 2005 年末又は 2006 年初めに、最終決定を行う予定とされており、我が国会計基準の同等性が認められるよう、民間関係者と連携・協力して、EU 関係者に対する働きかけを続ける必要があります。
また、更に、会計基準をめぐる国際的な議論に引き続き積極的に参画し、情報発信することが必要と考えます。企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）との間で開始された共同プロジェクトについても支援していく必要があります。
- （財）財務会計基準機構・企業会計基準委員会での会計基準、実務指針などの整備改善について主体的な取組みを促すとともに、国際的な対応を含めた活動を引き続き支援する必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 会計基準のコンバージェンスを積極的に推進するために会計基準を整備する観点から、
 - ・ 国際会計基準と我が国の会計基準が同等と認められるように積極的に働きかけ、引き続き EU 市場において日本企業が日本の会計基準で資金調達ができるよう迅速・的確に対応することとしました。
 - ・ （財）財務会計基準機構・企業会計基準委員会（ASBJ）へオブザーバーとして出席し、引き続き会計基準の整備を促すこととしました。

(2) 措置状況

- 会計基準等の国際的な対応等
 - ・ 金融庁及び我が国会計基準に関する民間関係者は、我が国会計基準のコンバージェンスを進める過程で、欧州連合（EU）の会計基準の同等性評価に対して EU 関係者に働きかけを行ってきました。
なお、欧州委員会は、同等性判断（=2007 年からの EU 域外企業に対する国際会計基準又はこれと同等の基準の義務付け）の時期を国際的なコンバージェンスの動向を踏まえ、2 年程度延期することを検討しています。
金融庁が ASBJ に対して国際的なコンバージェンスを促した結果、ASBJ は EU の同等性評価を含めた会計基準を巡る国際的な動向を踏まえ、本年 1 月には CESR の指摘した差異を中心とした 2008 年までの取組みを示した文書を公表し、本年 3 月に国際会計基準審議会（IASB）とのコンバージェンスの加速化に合意しました。
金融庁としては、今後も ASBJ のこのような動きを引き続き支援していきます。
また、米国との間でも、本年 1 月に金融庁と米国証券取引委員会（SEC）で、定

期的に開催される「日米ハイレベル証券市場」の枠組みについて合意されており、
その中で会計基準のあり方について検討していくこととされています。

- ・ 金融庁が ASBJ にオブザーバーとして出席し、企業財務の一層の適正化等の観点から引き続き会計基準の整備を促したところ、本年 3 月から ASBJ 特別目的会社専門委員会において投資事業組合等に係る連結の基準について検討を開始しました。

4. 担当部局

総務企画局企業開示課

平成 17 年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ－1－(3)－② 会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化

1. 政策名

公認会計士監査の充実・強化

2. 評価結果の概要

- 日本公認会計士協会が品質管理レビューの対象範囲の拡大を行ったことにより、平成17年度より品質管理レビューの報告件数の増加が見込まれています。また、『実態把握及び提言』を受けた日本公認会計士協会の品質管理レビューについて、一層の機能向上を慫慂し、それを踏まえたより深度あるモニタリングを実施する必要があります。更に、監査法人の内部統制や品質管理の向上及び監査基準をめぐる国際的な動向等を踏まえた監査基準の改訂について、今後、所要のとりまとめ作業を行う必要があります。

また、公認会計士試験システムの適正かつ受験者の利便に資する運用を確保するため、18年度において、予算・機構定員要求を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 日本公認会計士協会の品質管理レビューについて、引き続き、深度あるモニタリングを行うこととしました。更に、監査法人の内部統制や品質管理の向上及び監査基準を巡る国際的な動向等を踏まえ、監査基準の改訂等について所要のとりまとめ作業を行うこととしました。

また、新制度による公認会計士試験の実施に向けて、引き続き、所要の取組みを行うこととしました。

(2) 措置状況

- 品質管理レビューのモニタリング及び公認会計士等に対する適切な監督
公認会計士・監査審査会は、4大監査法人に対して監査の品質管理の観点から、日本公認会計士協会が行った品質管理レビューの審査及び検査を行っています。
- 監査基準等の整備
平成17年10月28日、企業会計審議会は「監査基準及び中間監査基準の改訂に関する意見書並びに監査に関する品質管理基準の設定に係る意見書」を公表しました。その中では、国際的な動向を踏まえた監査基準等の改訂を行うとともに、監査法人の内部統制や品質管理の重要性に鑑み、「監査に関する品質管理基準」を新たに設定し、監査業務の各段階における品質管理のシステムを整備及び運用することを求めることとしました。なお、これらの改訂監査基準等は平成19年3月決算に係る財務諸表の監査から実施されます。
- 新制度による公認会計士試験の実施に向けた準備等
公認会計士・監査審査会は、公認会計士法施行令第1条の3に規定により、論文

式による試験科目のうち会計学又は監査論の免除を受けることができる者を認定するための基準を策定しました。

また、公認会計士試験システムの適切かつ受験者の利便に資する運用の確保のため、システムの追加開発等に係る経費について、18年度予算要求を行い、措置（245百万円）されました。

4. 担当部局

公認会計士監査審査会事務局、総務企画局企業開示課

平成17年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ－1－(3)－③ 公認会計士監査の充実・強化

1. 政策名

電子取引・カード取引のセキュリティ向上についての指導及び情報提供

2. 評価結果の概要

- 「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ」が公表した「最終報告書」の中で指摘されている事項に係る金融機関の対応の進捗状況について、フォローアップしていく必要があります。さらに、システム・セキュリティ対策に関する標準・評価基準の検討や監督指針での明確な位置付け、事故・犯罪発生状況に関する行政当局も含めた関係者における情報共有などについて、必要な対策が求められています。
なお、偽造・盗難キャッシュカード預金者保護法の成立を受け、預貯金者の保護及び預貯金に対する信頼確保という法律の趣旨を踏まえた、適切な対応が求められています。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 偽造キャッシュカード問題に対する各金融機関の対応状況について、引き続き把握することとしました。
- 監督指針においてATMシステム及びインターネットバンキングに関する項目を設け、監督当局における着眼点や対応等を明確化するとともに、情報セキュリティに関して、行政当局を含めた関係機関との間で犯罪手口に関する情報共有及び各種セキュリティ対策の有効性の検証を行うこととしました。

(2) 措置状況

- 偽造カード犯罪等の金融犯罪防止のための対策の強化・徹底
 - ・ 金融機関の対応の進捗状況についてのフォローアップ
 - (ア) 偽造キャッシュカード問題に関する各金融機関の対応状況について把握するため、平成17年9月末時点での「偽造キャッシュカード犯罪緊急対応方針」の報告を銀行法第24条に基づき徴求しました。
 - (イ) また、17年12月末時点における各金融機関の偽造キャッシュカード問題に関する取り組み状況を把握するため、キャッシュカードを発行する民間金融機関を対象にアンケート調査を実施し、その取りまとめ結果を偽造・盗難キャッシュカード預金者保護法の施行日である18年2月10日に公表※1（系統金融機関については2月23日に追加公表※2）しています。
なお、調査結果については、17年4月末時点の前回調査と比較すると、ICキャッシュカードを導入している金融機関数が6から28へ増加、生体認証を導入済みの金融機関数が2から15へ増加、ATMでの引き出し状況等から異常な取引を検知するシステムを導入済みの金融機関数が60から335へ増加するなど、一定の進展が見られます。

※1 <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/ginkou/f-20060210-2.html>

※2 <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/ginkou/f-20060223-3.html>

- システム・セキュリティ対策に関する標準等の検討及び情報共有
 - ・ 「主要行等向けの総合的な監督指針」（17年10月策定）及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（17年12月改正）の中で、ATMシステム及びインターネットバンキングに関する監督上の着眼点や対応を規定しました。
 - ・ 財団法人金融情報システムセンターが作成している「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」の改定（17年12月）にあたり、偽造・盗難キャッシュカード預金者保護法の趣旨に則ったものとなるよう、必要なアドバイスを行いました。
 - ・ ATMシステム及びインターネットバンキングにおける犯罪手口の詳細な情報共有を図るとともに、各種セキュリティ対策の有効性を検証すべく、警察庁や財団法人金融情報システムセンター、各金融関係団体をメンバーとする「情報セキュリティに関する検討会」を金融庁監督局内に立ち上げました。※3（18年3月）
 - ・ 犯罪手口や対応策などについて、金融庁が入手した情報のうち有用なものを各金融機関に提供する体制を構築し、情報提供を行っています。

4. 担当部局

監督局総務課監督調査室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

平成17年度実施計画における関連政策

Ⅱ－1－(1)－① 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底

※3 <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/ginkou/20060310-2.html>

1. 政策名

利用者保護の観点からの厳正で実効性ある検査の実施

2. 評価結果の概要

- 個人情報保護法の施行後においてもなお、金融機関で個人情報の紛失、漏洩が頻発するなど、利用者保護への厳正な対応が求められています。

このため、平成 17 検査事務年度検査基本方針においても、利用者保護への対応を重点事項として掲げています。また、こうした検証をより深度あるものとするため、平成 16 年 9 月から検査情報受付窓口を設置し、広く一般から情報を受け付けていますが、今後もこれらの情報を参考に効果的な検査を行っていく必要があると考えています。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 17 年 7 月 8 日に公表した平成 17 検査事務年度検査基本方針において、本事務年度における検査重点事項として、利用者保護への対応を掲げ、
 - ・ 個人情報保護等
 - ・ 説明責任及び契約の履行状況
 - ・ 苦情等処理態勢
 - ・ 金融取引の安全の確保等を重点的に検証することとしました。

(2) 措置状況

- 個人情報保護等
個人情報の適正な管理に関して法令等遵守の観点から検証することはもとより、個人情報等に係るシステムリスク・事務リスク管理態勢及びこれらに係る経営陣の取り組みを検証しています。
- 説明責任及び契約の履行状況
多様な金融商品の有する様々なリスクについて理解して取引ができるよう説明責任が果たされているかなど、金融商品・サービス、取引に係る金融機関の説明内容、説明方法、顧客の承諾の確認方法や、そのための態勢整備の適切性について検証しています。
さらに、保険業務について、保険金や配当金等の支払の迅速性、適切性等を検証等しています。
- 苦情等処理態勢
苦情等への対応の適切性、経営上重要な苦情等に係る経営陣への報告等について検証しています。
- 金融取引の安全の確保

偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成17年法律第94号）の施行等も踏まえ、金融取引の安全を確保するための取組みについて検証しています。

4. 担当部局

検査局総務課

平成17年度実施計画における関連政策

政策Ⅰ－Ⅰ－(1)－③ 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施

1. 政策名

金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応

2. 評価結果の概要

- 今後とも、立入検査、報告の徴求等を的確に実施し実態把握に努め、法令違反等が確認された場合には、厳正な行政処分を行うとともに、引き続き、行政処分等において行った法令解釈の周知及び行政処分に係る監督指針等の整備の措置を講じていく必要があります。
- 業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供について充実を図っていく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 引き続き、立入検査等による実態把握に基づき、法令違反等が確認された場合には厳正な行政処分を行うとともに、行政処分等において行った法令解釈の周知及び行政処分に係る監督指針等の整備に努めることとしました。
- また、引き続き、業界や関係機関との情報交換を行うとともに、国民への情報提供を図ることとしました。

(2) 措置状況

- 明確なルールに基づく的確で厳正な行政処分
 - ・ 法令違反等が認められた金融機関等に対して、以下のような行政処分を行い、経営の健全化を求めました（平成17年7月から18年3月末までに合計200件）。これらについては、改善状況のフォローアップを行っています。
 - (ア) 公益を害する行為、多数の法令違反行為、不祥事件の防止態勢に問題が認められるなど、内部管理態勢に重大な問題が認められた預金取扱金融機関に対し、業務改善命令等を発出。
 - (イ) 保険金の支払い漏れに係る支払管理態勢の不備等の問題が認められた保険会社に対し、業務改善命令を発出。また、死亡保険金の支払いや保険募集業務に係る保険業法等違反などが認められた保険会社に対し、業務停止命令等を発出。
 - (ウ) 作為的相場形成、有価証券の売買に関する重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為、取引一任勘定契約の締結等の証券取引法違反が認められた証券会社に対し、業務停止命令等を発出。
 - (注) 貸金業者については、政策Ⅱ-2-(1)-③「貸金業者に対する的確な監督」の措置状況に記載。
 - ・ 行政処分等の公表
 - (ア) 行政処分を行った場合には、公表することが特に問題のある場合を除き、積極的に公表を行い、行政処分において行った法令解釈の周知を図りました。

- (イ) 法令違反等に対する業務改善命令等の不利益処分を、一覧性のあるものとして取りまとめ、17年7月に「行政処分事例集」として公表し、18年1月に更新を行うことで、国民への情報提供を行いました（合計457件公表）。
- (ウ) 17年11月、無登録証券業者による未公開株の勧誘についての注意喚起文をホームページに掲載しました。

○ 金融先物取引業者に対する的確な監督

- ・ 金融先物取引法の一部を改正する法律の施行に伴い、17年6月に「金融先物取引業者向けの総合的な監督指針」を策定・公表し、同年7月より適用を開始しました。
- ・ 支払不能に陥るおそれ、区分管理違反などの問題が認められた金融先物取引業者に対し、業務停止命令を発出（17年7月から18年3月末までに58件）する等、的確な監督対応に努めました。

○ 監督指針等のタイムリーな整備、見直し

- ・ 18年4月の改正行政手続法の施行に向けて、関係者の予見可能性を高める観点から、同年3月、各業態の監督指針における処分基準を明確化しました。

○ 業界団体との情報交換

- ・ 18年3月、地方銀行協会及び第二地方銀行協会との意見交換会において、コンプライアンス態勢及び内部監査態勢の強化に努めるよう要請しました。

4. 担当部局

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

平成17年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ－2－(1)－① 金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応

1. 政策名

貸金業者に対する的確な監督

2. 評価結果の概要

- 苦情・相談件数については、依然として多数寄せられており、また、ヤミ金融業者の手口の巧妙化・悪質化の傾向がみられることから、これに対応するため、悪質な貸金業者に対する厳正な行政処分、ヤミ金融問題等に対する関係機関・団体との緊密な連携等、引き続き貸金業者等に対する的確な監督を行っていく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 悪質な貸金業者に対する厳正な行政処分、ヤミ金融問題等に対する関係機関・団体との緊密な連携等、引き続き貸金業者等に対する的確な監督を行っていくこととしました。

(2) 措置状況

- 悪質な貸金業者に対する厳正な行政処分
 - ・ 財務局登録の貸金業者について、法定事項が記載されていない強制執行認諾文言付公正証書作成委任状の取得、支払い義務のない債務者の両親に対する取立、虚偽の帳簿開示に基づく和解契約の締結及び法定利息を上回る利息の受領等の法令違反が認められた5社に対して、業務停止を命ずる処分を実施しました。
- 事務ガイドラインの所要の改正
 - ・ 貸金業者に取引履歴の開示義務があり、開示請求を不当に拒否した場合には、行政処分の対象となり得ることの明確化等を内容とした改正を行い、平成17年11月より適用しました。
 - ・ 貸金業規制法上の過剰貸付規制に抵触するおそれのある事例及び違法年金担保融資の禁止規定にかかる脱法行為の事例を明記することを内容とした改正を予定しており、改正案の内容を18年3月に金融庁のホームページにおいてパブリックコメントに付しました。
- ヤミ金融問題等に対する関係機関・団体との緊密な連携
 - ・ 都道府県、財務局、警察当局及び弁護士会等の関係団体から構成される「ヤミ金融等被害対策会議」等を通じ、引き続き連携の強化に努めています。また、無登録業者等の違法な業者にかかる情報に接した場合においては、捜査関係機関への情報提供を行っています。

4. 担当部局

監督局総務課金融会社室

平成17年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ－2－(1)－① 金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応

1. 政策名

証券市場の公正性を損ねる証券犯罪及び悪質な市場仲介者の徹底摘発、並びに証券市場における公正な価格形成等の確保

2. 評価結果の概要

○ これまで証券分野においては、金融システム改革をはじめとする様々な改革の成果やIT技術の進展などを受けて、市場を取り巻く環境は大きく変化してきています。

こうした中で、市場監視機能の強化の一環として、平成17年4月からインサイダー取引等に対する課徴金制度が導入され、その調査権限が監視委員会に付与されました。更に、同年7月からは、監視委員会の証券会社等への検査権限が拡大し、また、有価証券報告書等の虚偽記載に係る検査権限が監視委員会に移管されました。加えて、同年12月には継続開示書類に対しても課徴金制度が導入されました。

監視委員会としては、その与えられた責務を着実に果たすため、必要な人員の確保を含む更なる監視体制の充実を図り、急速に変貌する市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応していく必要があります。

以上を踏まえ、18年度において、課徴金制度の円滑な運用のための体制整備及び証券会社等に対する検査体制等の充実・強化を図るため、予算・機構定員要求を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

○ 急速に変貌する証券市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応しつつ、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を確保する観点から、課徴金調査等の新たな権限に対応するための監視体制の整備を図るとともに、厳正な市場監視を実施していくこととしました。

(2) 措置状況

○ 証券犯罪の徹底摘発について、犯則事件の厳正な調査を実施

- ・ 犯則事件の調査において、カネボウ㈱に係る虚偽の有価証券報告書の提出、㈱ライブドアマーケティング株式に係る風説の流布及び偽計、㈱ライブドアに係る虚偽の有価証券報告書の提出などの事案について告発を行いました。

○ 不公正取引やディスクロージャー違反の徹底摘発について、厳正な課徴金調査及び有価証券報告書等の検査を実施

- ・ 課徴金調査においては、インサイダー取引の事案について、金融庁長官等に対し課徴金納付命令を求める勧告を行いました。

○ 悪質な市場仲介者の徹底摘発や検査権限範囲の拡大を踏まえた検査の基本方針・計画を策定し、検査を実施

- ・ 効率的かつ効果的な検査を実施するため、「平成17事務年度証券検査基本方針及

び証券検査基本計画」を策定しました。

- ・ 証券会社等に対する検査においては、有価証券の売買その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為や、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券指数等先物取引をする行為などの事案について、金融庁長官等に対し行政処分等を求める勧告を行いました。
- 証券市場における公正な価格形成等の確保について、不審な取引に対する迅速な審査を実施
- ・ 日常的な市場監視においては、不公正な取引の疑いのある事例やインターネットを通じた風説の流布等についての監視を行い、問題が把握された事案は担当部門に情報提供し、一層の究明を行っています。
 - ・ 監視活動において法令違反行為発見の端緒として一般からの情報提供は重要であることから、監視委員会のホームページ上での情報の受付、ポスターの掲示や政府広報による情報提供の呼びかけ等を行い、幅広く情報提供を求めています。
- 市場監視体制の強化
- ・ インサイダー取引や有価証券報告書等の虚偽記載等に係る犯則調査体制、課徴金調査体制、証券会社等に対する検査体制及び日常的な市場監視体制を強化するため、裁判官・検事・弁護士という法曹関係者や公認会計士、デリバティブ等の民間専門家を多数登用しました（18年4月1日時点で91人在籍）。
- 予算・機構定員要求
- ・ 市場監視体制を整備するため、新たに18年度機構定員要求を行い、監視委員会事務局の体制を2課3室体制から5課1官体制へ再編するとともに、19人の増員が措置されました。
 - ・ 継続開示書類に係る課徴金調査に必要な経費として、新たに18年度予算要求を行い、予算措置（88百万円）されました。

4. 担当部局

証券取引等監視委員会事務局（総務検査課、特別調査課）

平成17年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ－3－(1)－① 証券市場の公正性を損ねる証券犯罪及び悪質な市場仲介者の徹底摘発、並びに証券市場における公正な価格形成の確保

1. 政策名

証券市場に対する監視機能の強化

2. 評価結果の概要

- 課徴金制度の導入や証券取引等監視委員会の検査権限の拡大等の法令が施行され、また、課徴金制度の運営体制の整備が図られたことを踏まえ、今後とも課徴金に係る事件の調査に努めるとともに、証券会社等に対しても効率的かつ効果的な検査に取り組む必要があります。

また、平成 17 年 12 月から課徴金の対象に継続開示書類が含まれることとなり、証券取引等監視委員会及び総務企画局総務課審判手続室において一層の体制整備を図る必要があります。

さらに、わが国の市場行政体制の企画立案、監督、監視各部門の強化を図っていく必要があります。

以上を踏まえ、課徴金制度の円滑な運用のための体制整備及び証券会社等に対する検査体制の充実・強化に向け、18 年度において予算・機構定員要求を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 課徴金の対象となる違反行為の調査に努め、証券会社等に対しても引き続き効率的かつ効果的な検査に取り組むこととしました。

また、17 年 12 月から課徴金の対象に継続開示書類が含まれることとなったことから、証券取引等監視委員会及び総務企画局総務課審判手続室においては、引き続き一層の体制整備を図ることとしました。

さらに、わが国の市場行政体制の企画立案、監督、監視各部門の強化を図るため、課徴金の対象範囲を拡大するなどの見直しを行うこととしました。

(2) 措置状況

- 継続開示義務違反に対する課徴金制度の整備
 - ・ 17 年 6 月に成立した「証券取引法の一部を改正する法律」（平成 17 年法律第 76 号）により、継続開示義務違反に対する課徴金制度の導入等について改正が行われ、17 年 12 月 1 日の施行にあわせ、所要の政令・府令の改正を行いました。
- 課徴金制度の運用
 - ・ 証券取引等監視委員会による課徴金調査の結果、金融庁長官に対して 4 件の課徴金納付命令の勧告を行い、これを受け、金融庁長官は審判手続開始の決定を行いました。同審判手続において、被審人が違反事実及び課徴金の額を認めたのを受け、審判官は課徴金の納付を命ずる旨の決定案を金融庁長官に提出しました。これに基づき、金融庁長官は課徴金納付命令の決定を行いました。

- 証券取引法違反行為に対する罰則等の強化
 - ・ いわゆる「見せ玉」を課徴金・罰則の対象に加えるとともに、証券取引法違反行為に対する罰則について最高刑の引き上げを行うため、18年3月13日、「証券取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。

- 効率的かつ効果的な検査体制
 - ・ 証券取引等監視委員会においては、効率的かつ効果的な検査を実施する観点から、検査・監督部局や財務局監視官部門との連携強化を図るとともに、検査の基本事項や検査実施手続き等を定めた証券検査の基本指針を策定したほか、証券検査の着眼点等を定めた「証券検査マニュアル」等を一部改正し、検査プロセスの透明化や検査実施の円滑化に資するため、これらを公表しました。

- 予算、機構定員への反映状況
 - ・ 市場行政体制の強化を図る観点から18年度機構定員要求を行い、40名の増員を行いました。

総務企画局市場課及び企業開示課に市場業務担当参事官及び開示業務担当参事官を設置し、体制強化のため11名の増員が措置されました。証券取引等監視委員会においては、市場監視機能の多様化・高度化を踏まえ、事務局の体制を2課3室体制から5課1官体制へ再編することとし、17年12月以降に提出される継続開示書類について課徴金が適用されることを踏まえて、継続開示に係る課徴金調査体制等の整備のため、19名の増員が措置されました。
 - ・ 継続開示書類に係る課徴金調査のため、新たに18年度予算要求を行い、予算措置（88百万円）されました。
 - ・ また、審判手続室において、課徴金に係る審判手続を実施するため、引き続き18年度予算要求を行い、予算措置（61百万円）されました。

4. 担当部局

総務企画局市場課、審判官、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局企業開示課、証券取引等監視委員会総務検査課課徴金調査・有価証券報告書等検査室

平成17年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ－3－(1)－① 証券市場の公正性を損ねる証券犯罪及び悪質な市場仲介者の徹底摘発、並びに証券市場における公正な価格形成等の確保

1. 政策名

個人投資家の参加拡大

2. 評価結果の概要

- 16 事務年度においては、個人投資家が投資しやすい環境を整備することに必要と考えられる措置を適切に講じたものと考えています。
今後とも、「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、証券市場が幅広い投資家の参加する厚みのあるものとなるよう、これまでの取組みの有効性等を踏まえつつ、新たな施策の検討等を行っていく必要があります。
- 以上を踏まえ、平成 18 年度において投資サービスに係るルール策定等の体制強化のための機構定員要求等を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- これまでの取組みの有効性等を踏まえつつ、引き続き、証券市場の構造改革に対する取組みの充実・改善等を行っていくこととしました。

(2) 措置状況

- 投資者保護のための横断的法制の整備に向けた作業の実施
 - ・ 利用者保護の拡充と利用者利便の向上を図るため、18 年 3 月 13 日、「証券取引法等の一部を改正する法律案」及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を国会に提出しました。
- 民間による個人株主の育成・拡大に向けた取組みに対する支援
 - ・ これまでに証券投資経験のない層の証券市場への参加を促すため、日本証券業協会や投資信託協会等が全国 24 会場で開催した「証券投資の日」イベント（17 年 10 月）や、全国 20 会場で開催した「春季証券投資セミナー」（18 年 2 月）等、各種イベント等に対し「金融庁後援」名義を付与しました。
- 金融資産の有効活用に資する金融税制改革の一層の推進
 - ・ 15・16 年度税制改正において、証券税制の大幅な軽減・簡素化が図られたところですが、18 年度改正においても、個人投資家の利便性向上の観点から、特定口座に係る年間取引報告書の交付の電子化が可能とされ、また、特定口座に係るみなし廃止制度の適用除外措置が設けられることとなりました。
- 予算、機構定員の要求
 - ・ 新たな投資サービスへの対応に係る調査のため、18 年度予算要求を行い、予算措置（14 百万円）されました。

- ・ 投資サービス法制に係るルールの策定体制の強化のため、18年度機構定員要求を行い、措置（参事官（市場業務担当）、補佐3名、係長3名）されました。

4. 担当部局

総務企画局総務課管理室、総務企画局政策課、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、
監督局証券課、証券取引等監視委員会

平成17年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ－1－(1)－① 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底

政策Ⅲ－1－(1)－① 個人投資家の参加拡大

1. 政策名

証券市場の機能拡充

2. 評価結果の概要

- 資産流動化に関しては、信託制度の整備の必要性について、引き続き理解を求めていくとともに、信託法の見直しに伴う信託業法の検討等を踏まえ、資産の流動化の促進に寄与する制度の充実に取り組む必要があります。
- 貸出債権市場については、貸出債権市場協議会報告書が策定された平成 15 年 3 月以降の状況の変化及びインフラ整備の必要性を洗い出し、その内容に応じ、引き続き関係団体と連携して環境整備を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 信託法改正に伴う信託業法の改正については、17 年 11 月より金融審議会第二部会と信託 WG の合同会合において検討を行うこととしました。
- 貸出債権市場の環境整備については、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討を行うこととしました。
- 統一的証券決済法制の完成に向けて、法令面の整備や新制度へのスムーズな移行を促す施策を進めていくこととしました。

(2) 措置状況

- 資産の流動化の促進
 - ・ 信託法改正に伴う信託業法の見直し
 - (ア) 18 年 1 月、金融審議会第二部会において「信託法改正に伴う信託業法の見直しについて」が取りまとめられました。
 - (イ) 「信託法案」及び「信託法の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律案」が 18 年 3 月 10 日に閣議決定され、同年 3 月 13 日に国会に提出されたところです。
- 貸出債権市場の活性化
 - ・ 貸出債権市場の活性化のために、17 年 6 月に主要行に対し、リスク管理高度化計画において、市場型間接金融の適切な使用に関する取組方針等を記載するよう要請し、同年 10 月にその取組方針等を含めた、主要行のリスク管理高度化計画の進捗状況等についてヒアリングを実施しました。
 - ・ リスク管理高度化計画の進捗状況を含めた銀行のリスク管理の現状、課題、方向性について、年 2 回（3 月及び 9 月頃を目途）リスク管理ヒアリングを実施することを「主要行等向けの総合的な監督指針」に規定しました。

- ・ 貸出債権市場の環境整備の一環として、17年9月に、ローン債権のプライマリー市場及びセカンダリー市場の健全な成長に資することを目的とした「日本ローン債権市場協会」において、貸出債権の格付・年限別のプライシング情報の公表が開始されました。
- 振替制度に係る制度整備及びその着実な実施
 - ・ 株式等決済合理化法の政令・府令整備のための協議等
現在、政令・府令の策定作業を進めており、法務省等の関係省庁、発行会社及び市場関係者の間で協議の場を設置して論点整理を進めてきたほか（月一回程度開催）、法令解釈等については、必要に応じて協議に応じてきました。
 - ・ 振替制度への移行状況
18年1月から一般債振替システムの稼働が開始され、新たに発行される一般債の振替が可能になりました。

4. 担当部局

総務企画局市場課、総務企画局企画課信用制度参事官室、監督局総務課

平成17年度実施計画における関連政策

政策Ⅲ－1－(1)－② 証券市場等の機能拡充

政策Ⅲ-1-(2)-①

1. 政策名

証券決済システムの改革

2. 評価結果の概要

- 今後は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下、株式等決済合理化法）」の施行（平成21年6月までの政令で定める日）に向け、関係政令・府令を改正するとともに、法務省等の関係省庁や市場関係者と緊密に連携して行く等、引き続き、現行のシステムから新しいシステムへの移行に向けた取り組みを進めることが必要です。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 引き続き統一的証券決済法制の完成に向けて、法令面の整備や新制度へのスムーズな移行を促す施策を進めていくこととしました。

(2) 措置状況

- 振替制度に係る制度整備及びその着実な実施
 - ・ 株式等決済合理化法の政令・府令整備のための協議等
現在、政令・府令の策定作業を進めており、法務省等の関係省庁、発行会社及び市場関係者の間で協議の場を設置して論点整理を進めてきたほか（月一回程度開催）、法令解釈等については、必要に応じて協議に応じてきました。
 - ・ 振替制度への移行状況
18年1月から一般債振替システムの稼働が開始され、新たに発行される一般債の振替が可能になりました。

4. 担当部局

総務企画局市場課

平成17年度実施計画における関連政策

政策Ⅲ-1-(1)-② 証券市場等の機能拡充

1. 政策名

中小企業金融の円滑化

2. 評価結果の概要

- 中小企業金融の円滑化に向けて、中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化に努めることや担保・保証に過度に依存しない融資の促進などについて、引き続き金融機関に対し要請していく必要があります。また、中小・地域金融機関については、「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）」（以下、「新アクションプログラム」という。）に基づき、各金融機関の自主的な経営判断により、中小企業金融の円滑化に向けた各種取組みを進めていくことが重要です。

更に、引き続き金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の周知徹底を図り、同別冊に基づく中小企業の経営実態に即した的確な検査に努めるなど、適時適切に対応していく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化に努めることや担保・保証に過度に依存しない融資の促進などについて、金融機関に対し引き続き要請することとしました。
- 17年7月8日に公表した17検査事務年度検査基本方針において、本事務年度の検査重点事項として、中小企業の経営実態等に即した検査を推進することとしました。
- 金融検査マニュアル別冊については、様々な機会を捉えて、金融機関のみならず借り手である中小企業等に対しても周知徹底を図ることとしました。

(2) 措置状況

- 意見交換会等での資金供給の円滑化に関する要請
 - ・ 金融機関代表者との意見交換会等様々な機会を通じて、金融機関に対し、健全な中小企業への資金供給の円滑化に関する要請を行っています。
- 「中小企業金融モニタリング」等の活用
 - ・ 中小企業金融モニタリングで得られた個別金融機関に関する情報を活用し、当該金融機関の対応方針、態勢面等についてヒアリングを行いました。また、金融機関代表者との意見交換会等において、中小企業金融モニタリングで得られた事例について紹介するとともに、これまでの取引関係や顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた顧客の理解と納得を得るような十分な説明の実施等について要請を行いました。

- 担保・保証に過度に依存しない融資等の促進
 - ・ 金融機関代表者との意見交換会等において、金融機関に対し、事業からのキャッシュフローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図るよう要請しました。また、各金融機関が「新アクションプログラム」に基づいて策定した地域密着型金融推進計画について、担保・保証に過度に依存しない融資をはじめとする各種取組みが着実に実施されるよう、的確なフォローアップに努めました。

- 中小企業の経営の実態に即した的確な検査の実施
 - ・ 中小企業向け融資については、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に基づき、中小企業の経営実態等に即した検査を推進しています。また、検査モニター等において、被検査金融機関からマニュアル別冊の運用状況について確認し、本別冊の運用の適切性を確保する取組みを実施しています。

- 金融検査マニュアル別冊の周知・徹底
 - (ア) 17年7月から18年3月までに、各財務（支）局においてマニュアル別冊についての金融機関向け説明会を9回（延べ76機関参加）、借り手の中小企業経営者向け説明会を35回（延べ40団体参加）開催しました。
 - (イ) 17年9月、金融庁幹部が各財務（支）局に出張した際、地元の商工団体等を訪問し、マニュアル別冊の説明を行いました。
 - (ウ) 金融機関に対し、金融庁と金融機関団体との意見交換会や、17年12月の「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」において、マニュアル別冊の周知を要請しました。

4. 担当部局

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局政策課、総務企画局市場課、検査局総務課

平成17年度実施計画における関連政策

政策Ⅲ－1－(4)－① 中小企業金融の円滑化

1. 政策名

地域再生施策との連携

2. 評価結果の概要

- 地域再生計画に基づく地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携を図るため、認定を受けた地方公共団体に対し、ヒアリングを行った上で、シンポジウムの開催や研修などへの講師派遣等を実施する必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- シンポジウムの開催にあたっては、一般投資家を対象とした基調講演、金融経済知識の普及活動の実践者や習得に取り組んでいる方のプレゼンテーション、フィナンシャルプランナー等を交えたパネルディスカッション等を行い、シンポジウム参加者の理解や投資意欲を高めるための工夫を行うこととしました。

(2) 措置状況

- 投資家教育プロジェクトとの連携

地域住民を対象に身近な地域社会の活動を通じて、お金の使い方を考えることの重要性について理解を深めてもらうことを目的に、「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」を平成17年12月に大阪府、18年1月に千葉県において開催しました。

4. 担当部局

総務企画局政策課

平成17年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ－1－(2)－① 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実

1. 政策名

郵政民営化の基本方針等を踏まえた適切な対応

2. 評価結果の概要

- 金融庁としては、郵政民営化関連6法について、法案の提出及び国会審議について必要な対応を行ってきたところです。今後とも、郵政民営化の基本方針等を踏まえた適切な対応を行っていくことが重要となります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 第163回特別国会においても郵政民営化関連6法案が提出されたことを踏まえ、国会審議において必要な対応を行うとともに、郵政民営化に対する政府全体の方針に従い、金融庁として引き続き適切に対応していくこととしました。

(2) 措置状況

- 郵政民営化の基本方針等を踏まえた適切な対応
 - ・ 郵政民営化関連6法の成立（平成17年10月）
第163回特別国会に法案が提出され、国会審議において必要な対応を行い、郵政民営化関連6法が成立しました。
 - ・ 郵政民営化推進本部等の設置（17年11月）
郵政民営化推進本部会合（第一回）が開催され、郵政民営化推進本部（金融担当大臣は副本部長）が設置されるとともに民営化実施までの今後のスケジュール及び民営化に係る政省令等の制定について意思統一がなされました。
 - ・ 日本郵政株式会社（準備企画会社）の設立（18年1月）
日本郵政株式会社の設立に関する政令を作成し、日本郵政株式会社が設立されました。これに伴い、同社の下に設置される経営委員の認可を行いました。
 - ・ 日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画の策定等（18年1月）
郵政民営化推進室及び総務省と緊密な連携の下、「日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画案」を作成し、郵政民営化推進本部の決定を得ました。これを受け、日本郵政株式会社に対し、「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」を当該基本計画を踏まえ、19年4月30日までを期限として作成するよう指示しました。

4. 担当部局

総務企画局企画課信用機構企画室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、監督局総務課、監督局銀行第一課、監督局保険課

平成17年度実施計画における関連政策

政策Ⅲ－1－(5)－① 「官から民へ」の改革に対する適切な対応

1. 政策名

規制改革の着実な実施

2. 評価結果の概要

- 「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月閣議決定)に記載された各項目について、明示した実施予定時期までに必要な措置を講じるとともに、構造改革特別区域における規制の特例措置の新たな提案、地域再生における支援措置の提案も考慮しながら規制改革を進める必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(17年3月閣議決定)に記載された各項目を着実に実施するとともに、年2回の集中受付月間に寄せられた規制改革等要望に対応するなど規制改革を進めることとしました。
- 上記取組みの結果について、「規制改革・民間開放3か年計画(再改定)」(18年3月閣議決定)に反映しました。

(2) 措置状況

- 規制改革の着実な推進等
 - ・ 「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」に掲げられた金融庁関連の個別事項の着実な実施(17年度における主な実施事項)
 - (ア) 店舗の営業時間に係る規制の撤廃もしくは届出の簡素化【16年度内閣府令改正予定】については、銀行等の休日や営業時間に係る規制を緩和するため、銀行法施行規則等を改正しました(18年3月)。
 - (イ) 銀行等による保険商品の販売規制の更なる緩和【17年度実施】については、銀行等が販売可能な保険商品の範囲を拡大するため、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」を施行しました(17年12月)。
 - (ウ) 金融サービス(投資)法制の横断化【17年度以降逐次結論・措置】については、幅広い金融商品・サービスについての投資者保護のための横断的法制を整備するため、第164回国会に「証券取引法等の一部を改正する法律案」等を提出しました(18年3月)。

4. 担当部局

総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課

平成17年度実施計画における関連政策

政策Ⅲ-2-(1)-① 多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計

1. 政策名

金融行政の透明性の向上に向けた情報発信

2. 評価結果の概要

- 「金融検査に関する基本指針」及び「金融検査評定制度」はその円滑な実施にむけて、検査官及び被検査金融機関の双方に周知徹底していく必要があります。また、引き続き検査等についての基本的な事項は、公表するとともに、策定にあたってパブリック・コメント等を適切に活用していく必要があります。
- ノーアクションレター制度については、今後、更に金融分野における新商品・サービスの創出が活発に行われることが予想され、照会に対して引き続き適切に対応するとともに、アンケート結果を踏まえて制度の活用促進に向けた具体的な対応を検討し、実施していく必要があります。
- また、金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令違反等は、今後様々な形で行われるおそれがあります。したがって、今後とも、立入検査、報告の徴求等を的確に実施し実態把握に努め、法令違反等が確認された場合には、厳正な行政処分を行う必要があります。また、他方で、行政処分等において行った法令解釈の周知、行政処分に係る監督指針及び事務ガイドラインの整備及び周知によって、再発防止に努めることが求められます。更には、業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供について監督行政の充実を図っていく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 平成 17 年 7 月に公表した平成 17 検査事務年度検査基本方針等により、以下のような対応を図ることとしました。
 - ・ 金融検査に関する基本指針と金融検査評定制度
金融検査に関する基本指針及び金融検査評定制度については、検査官に対し周知・研修を行うとともに、金融機関等に対し説明会を開催等し周知に努める。
 - ・ 検査の透明性、予測可能性等の向上のための取組み
金融機関自らの内部管理等の強化に資するため、検査結果について指摘事例集を公表する等により、金融機関へのフィードバックを行う。
- ノーアクションレター制度については、照会に対して「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」に則り、引き続き適切に対応することとしました。
- 金融行政の透明性・予測可能性を向上させる観点から、「金融改革プログラム」において、「ノーアクションレター制度の活用促進」を掲げています。
- 監督指針等の改正を行った場合には、引き続き、速やかにその趣旨、内容を公表することによって、行政の透明性を確保することとしました。
- 他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、引き続き、公表することが問題となる財務の健全性に関する処分を除き、金融機関等に対して行った業務改善命令等の不利益処分の公表を行うこととしました。
- 金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させ、説明責任を全うするための枠組

みを整備するため、金融監督に関する行動規範（code of conduct）を確立することとしました。

- 行政指導の一層の透明化・ルール化を図る観点から、行政処分等を行う際の処分基準について、共通の判断基準を設け明確化することとしました。

(2) 措置状況

- 検査プロセスの透明性・予測可能性向上の観点から、「金融検査に関する基本方針」に基づく検査等を実施
 - ・ 金融検査に関する基本指針と金融検査評定制度
金融検査に関する基本指針及び金融検査評定制度については、財務局を含めた検査官研修を実施するとともに、各金融機関の業界団体等向けの説明会を実施しました。また、金融検査評定制度の理解を深めるため、平成18年3月に「評定制度の試行に関するQ&A」を策定・公表しました。
- 検査結果のフィードバック体制の充実
17年7月、金融機関自らの内部管理等の強化等を促す観点から、金融検査指摘事例集及び意見申出事例集を作成し公表しました。
- ノーアクションレター制度の活用促進
 - ・ 17年6月に、ノーアクションレター制度又はその運用上の改善要望に関するアンケートを実施し、同年10月にその結果を公表するとともに、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」の所要の改正を行いました。
- 検査マニュアル・監督指針等の公表等
 - ・ 18年3月、金融機関等から業務の委託を受けた者に対する検査の実施にあたっての基本的な手続等に関する考え方を、パブリック・コメントに付したうえで策定・公表しました。
 - ・ 17年7月から18年3月までに行った監督指針等の改正等（11件）について、速やかにその趣旨、内容を公表することによって、行政の透明性の確保に努めました。
 - ・ 17年7月に、14年4月から17年3月までに財務の健全性に関する処分を除き公表及び発出を行った、法令違反等に対する業務改善命令等の不利益処分を、一覧性のあるものとして取りまとめた「行政処分事例集」として公表し、18年1月に更新を行いました。
 - ・ 明確なルールに基づく公正で透明性の高い行政を効率的かつ実効性をもって進めていくため、17年9月に「金融監督の原則と監督部局職員の心得（行動規範）」を策定・公表しました。
 - ・ 関係者の予見可能性を高める観点から、18年4月の改正行政手続法の施行に伴い、18年3月に各監督指針における処分基準を明確化し、一覧表として公表しました。

4. 担当部局

検査局総務課、監督局総務課

平成17年度実施計画における関連政策

政策Ⅲ－2－(1)－② 金融行政の透明性・予測可能性の向上

政策Ⅲ-2-(2)-①

1. 政策名

証券仲介業務の解禁に伴う新規参入への適切な対応

2. 評価結果の概要

- 引き続き証券仲介業制度の活用促進を図るとともに、適時、適切な検査・監督を実施し、法令違反が発見された場合には厳正な行政処分を実施する等の適切な対応を行っていく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 証券仲介業制度の活用促進のため、引き続き金融庁ホームページ等を通じた広報を行うとともに、財務局等とも連携して、所属証券会社等による適切な監督機能の発揮の観点にも配慮しつつ、証券仲介業者及び証券仲介業務を実施する銀行等に対する適時、適切な検査・監督の実施に努めることとしました。

(2) 措置状況

- 金融庁ホームページを通じた広報
 - ・ 当該ホームページ内の項目（「金融庁の政策」）にて、証券仲介業の登録を検討している方等を対象に証券仲介業制度の紹介を行っています。
(<http://www.fsa.go.jp/syouhi/syouhi/zeisei/chuukai.html>)
(証券仲介業者数：330（平成17年6月末）→436（18年1月末）)
- 証券仲介業者及び銀行等に対する適時・適切な検査・監督
 - ・ 証券仲介業務の委託を行っている証券会社を所管している財務局等とも連携しながら、検査や日常的な監督を通じて、弊害防止等の観点から証券仲介業者及び証券仲介業務を実施する銀行等の実態把握に努めており、法令違反が発見された場合には厳正な行政処分を実施する等の適切な対応を行うこととしています。

4. 担当部局

総務企画局市場課、監督局証券課

平成17年度実施計画における関連政策
政策Ⅲ-1-(1)-② 証券市場等の機能拡充

政策Ⅲ-2-(2)-②

1. 政策名

信託制度の整備

2. 評価結果の概要

- 信託機能の利用を更に促進する観点から、現在、法務省において検討が行われている信託法改正にあわせ、必要に応じ信託業法等の整備をすることについて検討していくことが必要です。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 信託法の改正に伴う信託業法の改正については、平成17年11月より金融審議会第二部会と信託WGの合同会合において検討を行い、18年1月には、信託法が改正されることに伴って追加される新しい類型等を信託業法上適切に位置付けることなどを主な内容とする「信託法改正に伴う信託業法の見直しについて」が取りまとめられたところであり、この内容を踏まえ、信託業法等の改正を行うこととしました。

(2) 措置状況

- 信託法改正に伴う信託業法の見直し
 - ・ 信託業法の改正については、受益者保護の観点から多数の受益者を予定している自己信託を行おうとする者については登録制とし、通常の信託における受託者の義務に加え、信託の設定において第三者におけるチェックを行う義務を課すといった措置を行うほか、受託者の義務等については、基本的には現行どおりとしつつ、所要の見直しを行うこと等を内容とする報告「信託法改正に伴う信託業法の見直しについて」が金融審議会第二部会と信託WGの合同会合においてとりまとめられました。
 - ・ 上記報告の内容を踏まえ、信託業法の改正を行うと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律など関連法律についても所要の整備を行うこととし、これらの内容が盛り込まれた「信託法の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律案」が18年3月10日に閣議決定され、同年3月13日に国会に提出されたところです。

4. 担当部局

総務企画局企画課信託法令準備室、監督局銀行第一課

平成17年度実施計画における関連政策

政策Ⅲ-2-(1)-① 多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計

1. 政策名

マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化

2. 評価結果の概要

- 疑わしい取引に関する情報をより多く犯罪捜査等に結びつけるためには、質の高い情報がより多く届け出られる必要があり、疑わしい取引の届出制度について、金融機関等のより深い理解・協力が得られるように、今後とも、意見交換会及び研修会等を積極的に実施していく必要があります。
- 大量の届出の中から捜査に役立つ情報を選んで、迅速かつ的確に捜査機関等に提供して有効に犯罪捜査等に結びつけるためには、金融庁の整理・分析能力を強化する必要があるとともに、捜査機関等の法執行当局との意見交換を行う必要があります。
また、届出に関する情報管理の強化と業務の効率化等のために、金融機関等に対して、金融庁電子申請・届出システムの活用を推奨していく必要があります。
- マネー・ローンダリング及びテロ資金対策には国際的な協力体制を推進することが不可欠であるため、今後も、FATF、APG等の国際会議に積極的に参加するとともに、外国FIUとの間で情報交換の枠組みを合意し、情報交換を進める必要があります。また、FATF改定勧告の国内対応においても、関係省庁と連携を密にし、協力していく必要があり、更に、FATF、APGが実施する各国の相互審査やこれまで各国FIU間の非公式な情報交換の場にとどまっていたエグモント・グループの国際機関化に伴い、協力体制の強化を図る必要があります。
- 以上を踏まえ、特定金融情報データベースの維持、運営等及び急増している届出件数に対応すること等のため、平成18年度において、予算要求を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- より多くの金融機関等の理解・協力を得るため、引き続き研修会や意見交換会を実施することとしました。
- 犯罪捜査等に有益な情報をより多く捜査機関等に提供するために、分析能力の強化を図るとともに、届出に関する情報管理の強化と業務の効率化等のために、金融機関等に対して、金融庁電子申請・届出システムの活用を推奨していくこととしました。また、引き続き捜査機関等の法執行当局との意見交換も行うこととしました。
- 諸外国との連携・協調及び外国FIUとの情報交換について、引き続き取り組むこととし、FATF改定勧告の国内対応においては関係省庁と協力し、また、エグモント・グループの国際機関化に対しては、協力体制の強化を図ることとしました。

(2) 措置状況

○ 研修会及び意見交換会等の実施

- ・ 17年10月から11月にかけて、国内各地において、「疑わしい取引の届出」に関する研修会を実施し、金融庁電子申請・届出システムの更なる活用を推奨しました。
- ・ 関係法執行当局と意見交換会を開催しました。

○ 外国F I U及び国際機関との連携強化

- ・ 17年10月にF A T Fのアジア・太平洋地域N C C T（マネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域）レビューグループ議長として主導的な役割を果たし、ナウル共和国に対してマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域のリストからの解除を促すとともに、その他、関係諸外国との協調関係等の構築に努めました。
- ・ 疑わしい取引に関する情報交換を円滑に行うための相互協力の枠組みについて主要国F I Uと協議を行いました。
- ・ エグмонт・グループの国際機関化に対し、協力体制の強化等を図る観点から、17年10月及び18年2月の移行準備小委員会会合並びに18年3月のエグмонт・グループ会合に参加し、各国と意見交換等を行いました。

○ F A T F 勧告の遵守

- ・ F A T F 改定勧告の国内対応については、関係省庁と連絡を密にし、勧告実施のための協力を進めています。

○ 分析能力等の強化

- ・ 大量の疑わしい取引の届出に関する情報を整理・分析するためのシステムの維持及び処理能力向上のため、引き続き18年度予算要求を行い、予算措置（47百万円）されました。

4. 担当部局

総務企画局総務課特定金融情報室

平成17年度実施計画における関連政策

政策Ⅲ-3-(1)-① マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化

1. 政策名

ヤミ金融業者等による不正な預金口座利用に対する厳正かつ適切な対応

2. 評価結果の概要

- 口座の不正利用問題については、不正口座利用に関する金融機関等への情報提供及び迅速かつ適切な取組みの態勢を実施していくことが必要です。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を行い、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、情報提供件数等を四半期毎に引き続き公表することとしています。
- また、預金口座の不正利用問題について、金融機関の適切な口座管理を促す観点から、引き続き業界団体との意見交換の場において、本人確認を更に徹底するとともに、必要に応じて預金取引停止又は預金解約を行うこと等について、業界団体を通じ傘下金融機関に対し要請することとしました。

(2) 措置状況

- 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供の実施及び迅速かつ適切な取組みの態勢
 - ・ 預金口座の不正利用に係る情報提供と活用について
平成17年7月から同年12月までの間に、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は、1,475件となっています。また、当局が情報提供を行ったものに対し、金融機関において、700件の利用停止、656件の強制解約等を行いました。また、15年9月以降の累計では11,090件の情報提供に対し、6,004件の利用停止、4,146件の強制解約等を行っています。
金融機関等への情報提供件数等については、17年10月（17年7月～9月分）、18年1月（17年10月～12月分）に、それぞれホームページにおいて公表しました。
 - ・ 業界団体との意見交換の状況について
17年7月から18年3月までの間に、以下のように業界団体との意見交換を開催し、預金口座の不正利用問題に対し、本人確認を更に徹底するとともに、必要に応じて預金取引停止又は預金解約を行う等、適切な口座管理に努めること等について、業界団体を通じて傘下金融機関に対して要請しました。
(7) 全銀協、地銀協、第二地銀協：それぞれ8回開催
(4) 信金、信組：それぞれ3回開催

4. 担当部局

監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課

平成 17 年度実施計画における関連政策

Ⅲ－3－(1)－② 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応

業務支援基盤整備に係る政策

1. 政策名

専門的研修の実施

2. 評価結果の概要

- 業務の必要性や研修内容に関する庁内各局からの意見等を踏まえ、既存研修の見直しや研修カリキュラムの精査を行うなどにより充実を図っていますが、今後も金融業務の高度化等に的確に対応し得るよう研修手法を検討し、効果的かつ効率的な研修実施体制の実現に向けた取組みを行うことが必要です。
- このため、平成 18 年度において、効果的かつ効率的な研修実施態勢の実現達成のため及び更なる研修機会の拡充等を図るための予算要求を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 今後も金融環境の変化に的確に対応すべく、研修手法を検討するとともに、研修コースの新設及び整理・拡充を行うなど、引き続き効果的かつ効率的な研修の実施に努めることとしました。

(2) 措置状況

- 人材育成等の実施
 - ・ 17 年度からの新たな業務である課徴金調査等に対応すべく新たに課徴金調査・有価証券報告書等検査実務研修を新設して研修を実施するなど、コースの拡充を図りました。
 - ・ 市場の公正性の確保及び投資家保護の観点から、市場行政・監視機能強化のため、証券行政に関する高度な専門知識を有する職員の育成を目的に、市場行政・監視関連の研修を新設するなど、研修体系の再構築を図ることとしました。
 - ・ 17 年 9 月公表の「金融庁人材強化プログラム」を踏まえ、職員の専門性向上を図る観点から、受講機会の拡充等の研修の充実を図りました。
- 通信研修の拡充
 - ・ 業務の繁忙等から集合研修に参加できない職員に対し、研修機会の拡充を図るために、15 年度より通信研修を新しい研修手法として導入し、17 年度は簿記 1 級コース、公認会計士コース、証券アナリストコース、中小企業診断士コースの 4 コースを実施しました。
- 予算要求
 - ・ 職員の専門性向上を図る観点から、受講機会の拡充等の研修の充実を図るため 18 年度予算要求を行い、予算措置（19 百万円）されました。
 - ・ 通信研修の更なる充実を図るため、既存コースに加え新コース設置のための 18 年度予算要求を行い、予算措置（3 百万円）されました。

4. 担当部局

総務企画局総務課開発研修室

平成 17 年度実施計画における関連政策

業務支援基盤整備に係る政策 1－(1)－① 人材の育成・強化のための諸施策等の実施

1. 政策名

民間との情報交流

2. 評価結果の概要

- 職員の専門性・先見性の向上を図るためには、民間との情報交流は今まで以上に重要であり、ホームページからの情報発信についても、より一層充実化させる必要があります。そのため、関係経費について平成 18 年度予算要求を行う必要があります。加えて、引き続き、学識経験者(大学教授)である金融研究研修センター長の指導のもと、民間との情報交流の進展を図っていく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 今後とも引き続き、センター長の指導のもと、民間との情報交流を積極的に行っていくこととしました。

(2) 措置状況

- 民間との情報交流
 - ・ センターにおける研究活動の一環として 2 研究会を立ち上げ、大学や民間のシンクタンク等からメンバーや講師を招き、合計で 8 回の研究会を開催したほか、様々な分野の民間実務家・研究者等を講師とする庁内職員が自由に参加できる勉強会を計 8 回(開始以来の通算では 88 回)開催し、民間との情報交流の促進を図りました。
 - ・ 17 年 12 月にセンターとして初の一般参加希望者を集めたフォーラム「金融機関と情報セキュリティ」を開催し、情報セキュリティ対策に関し広く一般の方々の認識向上、議論の喚起を図り、その概要をホームページに掲載することで、更に広く情報発信を行いました。
 - ・ 17 年 12 月に、金融研究研修センターの論文集(年報)「FSA リサーチ・レビュー」を刊行し、研究機関、主要大学図書館、民間シンクタンク等約 500 箇所配布したほか、金融庁ホームページにも掲載しました。
また、3 本の研究論文を公表し、年報に掲載した論文と合計すると 8 本の論文の公表を行いました。
- 国内外の研究者との交流
 - ・ 研究官等が情報ネットワーク法学会(17 年 11 月)で報告を行ったほか、外部のシンポジウム等で講演を行うなど、情報発信を行いました。
 - ・ 研究官を大学等が開催する金融関係講座へ講師として派遣し、その専門的知見や金融の最新情報を提供しました。
 - ・ 研究会等での海外からの講師招聘、研究官の諸外国実態調査、英訳した研究論文(8 本、概要のみのもを含む)のホームページへの掲載等により海外の研究者等

との情報交流を図りました。

- ・ 18年3月にセンターとして初の国際コンファレンスとなる「アジア各国の金融利用者保護を支える法と経済」を慶応義塾大学21世紀COEプログラムと共同開催し、アジア各国における金融利用者保護にかかる取組みの現状及び課題について、他の研究機関との研究交流を行いました。
- 18年度予算要求
 - ・ 金融関係研究経費について18年度予算要求を行い、予算措置(28百万円)されました。

4. 担当部局

総務企画局企画課研究開発室

平成17年度実施計画における関連政策

業務支援基盤整備に係る政策2-(2)-① 専門性の高い調査研究の実施

1. 政策名

行政事務の電子化

2. 評価結果の概要

○ 電子申請・届出の利用促進

「電子政府構築計画」等に則り、引き続き電子政府の実現に向けた行政情報化の推進に努めていく必要があります。

行政手続きのオンライン利用促進に関しては、引き続き広報誌・関係団体等を通じオンライン利用が可能な手続きやその利用方法を周知するなどにより、オンライン利用の普及向上に取り組む必要があります。

○ 業務・システムの最適化

「電子政府構築計画」等において、業務・システム最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定するとされており、当該計画に基づき業務・システムの最適化への取組を進めていく必要があります。

また、各府省内・府省間において行政事務の基盤となる共通システムのうち府省内ネットワークについては、各府省において、17年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定するとされており、金融庁においても庁内ネットワークに係る最適化計画を策定し、実施していく必要があります。

○ 情報システムの調達の適正化

安値入札の再発防止、質の高い電子政府の構築実現等のため、① 調達仕様書等の充実、② 調達先決定に係る技術的評価項目の整理、③ 調達プロセス管理の適正化、④ 調達結果の評価、⑤ ジョイント・ベンチャー参加への対応に重点的に取り組んでいく必要があります。

○ 以上を踏まえ、18年度において、所要の予算要求を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

○ 引き続き「電子政府構築計画」等に則り、電子政府の実現に向けた行政情報化の推進に努めていくこととしました。

行政手続きのオンライン利用促進に関しては、引き続き広報誌・関係団体等を通じオンライン利用が可能な手続きやその利用方法を周知するなどにより、オンライン利用の普及向上に取り組むこととしました。

○ 17年度中に、次に掲げる業務・システム最適化計画の策定に取り組むこととしました。

No.	最適化計画策定対象業務
1	金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務

2	有価証券報告書等に関する業務（EDINET）
3	疑わしい取引の届出に関する業務
4	金融庁ネットワーク

- 質の高い電子政府の構築実現等のため、① 調達仕様書等の充実、② 調達先決定に係る技術的評価項目の整理、③ 調達プロセス管理の適正化、④ 調達結果の評価、⑤ ジョイント・ベンチャー参加への対応に重点的に取り組むこととしました。

(2) 措置状況

○ 電子申請・届出の利用促進

- ・ 「IT新改革戦略」（18年1月19日IT戦略本部決定）も踏まえ、広報誌・関係団体等を通じオンライン利用が可能な手続きやその利用方法を周知するなどにより、オンライン利用の普及向上に取り組みました。

○ 業務・システムの最適化

- ・ 専門的な能力を有する外部のコンサルティング業者の支援のもと、現行の業務・システムを分析し、業務横断的な情報連携を視野に入れた全体最適の観点に立って、前述の最適化計画の策定に取り組みました。

○ 情報システム調達の適正化

- ・ CIO補佐官が、IT調達案件に対して開発から運用・保守及びそれらの実績評価まで関与することとしました。
- ・ 調達仕様書等の充実のため、CIO補佐官が、調達方法の検討、仕様書確認、総合評価方式による入札や企画競争における提案書・随意契約における見積書の評価及び契約事項の内容確認において積極的に参画することとしました。
- ・ 総合評価落札方式による評価において、プロジェクトの中核人材には、ITスキル標準及び公的資格等により明確化された高度情報処理技術者の活用を求め、加点点項目としました。
- ・ 総合評価落札方式による評価において、システム開発では、EVM等のプロジェクトマネジメント（開発工程管理）手法の活用を求め、必須項目としました。

○ 「業務・システム最適化計画」支援業務に関する予算要求

- ・ 「業務・システム最適化計画」の実行に係る業務のうち、当庁職員のみでは作成が困難な仕様書・提案依頼書の作成について、外部のコンサルティング業者から支援を受けるための委託業務の18年度予算要求を行い、予算措置（87百万円）されました。

4. 担当部局

総務企画局総務課管理室、総務企画局総務課情報化・業務企画室

平成17年度実施計画における関連政策

業務支援基盤整備に係る政策 2-(1)-① 行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の実施

1. 政策名

専門性の高い調査研究の実施

2. 評価結果の概要

- 職員の専門性・先見性の向上を図っていくためには、研究成果の庁内へのフィードバック・関係部局との相互交流をより一層充実させていくことが必要です。
また、民間との情報交流をより充実させていくことも重要であり、加えて、引き続き、学識経験者(大学教授)である金融研究研修センター長の指導のもと、研究活動の更なる向上、国内外の学界との交流を図っていく必要があります。
- 以上を踏まえ、平成 18 年度予算において、金融研究会関係経費の予算要求を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 民間との情報交流をより充実させ、また、庁内へのフィードバック・関係部局との相互交流の一層の促進を図ることとしました。
- センター長の指導のもと、研究活動の更なる向上、国内外の研究者等との交流を図ることとしました。

(2) 措置状況

- 金融環境の変化に応じた調査研究
 - ・ 17 年 12 月に、金融研究研修センターの論文集(年報)「FSA リサーチ・レビュー」を刊行し、研究機関、主要大学図書館、民間シンクタンク等約 500 箇所配布したほか、金融庁ホームページにも掲載しました。
また、3 本の研究論文を公表し、年報に掲載した論文と合計すると 8 本の論文の公表を行いました。
- 民間との情報交流
 - ・ センターにおける研究活動の一環として 2 研究会を立ち上げ、大学や民間のシンクタンク等からメンバーや講師を招き、合計で 8 回開催したほか、様々な分野の民間実務家・研究者等を講師とする庁内職員が自由に参加できる勉強会を計 8 回(開始以来の通算では 88 回)開催し、民間との情報交流の促進を図りました。
 - ・ 17 年 12 月にセンターとして初の一般参加希望者を集めたフォーラム「金融機関と情報セキュリティ」を開催し、情報セキュリティ対策に関し広く一般の方々の認識向上、議論の喚起を図り、その概要をホームページに掲載することで、更に広く情報発信を行いました。
 - ・ 17 年 12 月に、金融研究研修センターの論文集(年報)「FSA リサーチ・レビュー」

を刊行し、研究機関、主要大学図書館、民間シンクタンク等約 500 箇所配布したほか、金融庁ホームページにも掲載しました。

また、3本の研究論文を公表し、年報に掲載した論文と合計すると8本の論文の公表を行いました。

○ 研究成果の庁内へのフィードバック・関係部局との相互交流

- ・ 研究官等による研究論文の執筆（8本）、庁内各局からの要請に基づく専門的知識、技術の提供等により、研究成果のフィードバック及び関係部局との相互交流の一層の促進を図りました。

また、研究会や勉強会では、いずれも庁内職員参加のもと外部の有識者を交えて活発かつ有益な議論を展開し、庁内に有意義な議論の場を提供できたと考えます。

○ 海外の研究者との交流

- ・ 研究会での海外からの講師招聘、国際コンファレンスの開催、研究官の諸外国実態調査、英訳した研究論文（8本、概要のみのもを含む）のホームページへの掲載等により海外の研究者等との情報交流を図りました。

○ 18年度予算要求

- ・ 金融研究会関係経費について 18年度予算要求を行い、予算措置（5百万円）されました。

4. 担当部局

総務企画局企画課研究開発室

平成 17 年度実施計画における関連政策

業務支援基盤整備に係る政策 2-(2)-① 専門性の高い調査研究の実施

「金融重点強化プログラム」(仮称)の策定

「金融重点強化プログラム」(仮称)の策定

1. 政策名

バブル崩壊以来の不良債権問題への対応から脱却した金融行政への積極的転換を図ること

2. 評価結果の概要

- 「金融改革プログラム(以下プログラム)」(平成16年12月)に盛り込まれた諸施策を「工程表」(17年3月)に従って着実に実施するとともに、金融商品・サービスの利用者にとって望ましい金融システムが実現していくよう、フォローアップを行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- プログラムに盛り込まれた諸施策が「工程表」に従って着実に実施されるよう、重点強化期間(17・18年度)の各年度終了毎に、進捗状況を公表することとしました。
- 金融商品・サービスの利用者にとって望ましい金融システムが実現していくよう、個人の金融資産が多様化しているか、国民の金融商品・サービスに対する満足度が向上しているか等をモニターすることとしました。

(2) 措置状況

- プログラムに盛り込まれた諸施策の着実な実施
 - ・「金融改革プログラムの進捗状況」を公表しました(18年4月)。
- 金融商品・サービスの利用者にとって望ましい金融システムが実現しているかのフォローアップの実施
 - ・「利用者満足度アンケート」を実施し、その結果を公表しました(18年4月)。

4. 担当部局

総務企画局政策課

**Ⅱ 17年度事業評価の評価結果に
基づく反映状況**

1. 事業名

有価証券報告書等の企業開示等の開示書類の電子化

2. 評価結果の概要

- システムの再構築に関しては、運用コストの削減だけでなく、開発コストを含めたシステム全体のコスト削減が見込めること、国際的な市場間競争に日本の証券市場が生き残るために必要なXBRLを一刻も早く導入するために不可欠であることから、早急に実施すべきであると考えられます。

EDINETのXBRL化により、提出者の事務負担の軽減、投資家にとっての財務データへのアクセスの向上、分析、加工の容易性を通じ、証券市場の活性化が期待される一方、審査業務においても財務データの入力作業を大幅に削減できるなど、要するコストに対する効果はきわめて大きいものと考えられます。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- EDINETにXBRLを導入するとともに、類似機能の統廃合によるコスト削減等を図るため、システムの再構築することを基本理念とした「有価証券報告書等の業務に関する業務・システム最適化計画」を策定しました（平成18年3月）。その後、当計画に基づきEDINETを平成18～19年度にかけて再構築するため、その必要な経費について、平成18年度予算要求を行うこととしました。

(2) 措置状況

- EDINETにXBRLを導入するとともに、類似機能の統廃合によるコスト削減等を図るため、システムを再構築することを基本理念とした「有価証券報告書等の業務に関する業務・システム最適化計画」を策定しました（18年3月）。

- EDINETの再構築を18年～19年度の2年間かけて実施するため、新たに18年度予算要求を行い、予算措置（18年度1,671百万円）されるとともに、予算執行の弾力措置として国庫債務負担行為が手当てされました。

4. 担当部局

総務企画局企業開示課

平成17年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ－1－(3)－① 証券取引法に基づくディスクロージャーの充実

1. 事業名

IT キャラバン

2. 評価結果の概要

- 本事業は、わが国金融機関の IT 投資が国際的に見て遅れ、IT コストが高止まりしている一方、インターネット取引の比重が増している現状を踏まえ、「金融改革プログラム」及び「工程表」において、平成 18 年度に実施することが明記された緊要性の高い事業です。
- 今後「将来の望ましい金融システム」を作っていくうえで、インターネット等の新たなチャネルを通じた便利なアクセス、早くて効率的なサービスの提供及び資金決済、正確で信頼できる情報の提供など、IT の果たす役割は非常に大きいと考えます。以上を踏まえれば、金融機関が IT を戦略的に活用するために有意な情報提供を実施する本事業は、「将来の望ましい金融システム」の実現に資する公益性の高い事業です。
- 一方、金融機関が IT を如何に活用し、これに以下に投資していくかは、各金融機関の経営判断により決定されるものです。しかし、金融分野における IT 活用の実情を示す統計情報等が存在しない現状を踏まえれば、民間(個社ないし業界団体)で収集困難な情報等を、国が取りまとめて提供することは、各金融機関の今後の IT 投資判断の参考となるばかりでなく、今後、金融行政が各種金融インフラの整備を進める上でも有用ではないかと考えられます。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- IT キャラバンの実施に対応するため、18 年度予算要求を行うこととしました。

(2) 措置状況

- IT キャラバンの実施のため、18 年度予算要求を行い、予算措置(13 百万円)されました。

4. 担当部局

総務企画局政策課

平成 17 年度実施計画における関連政策
該当なし

1. 事業名

金融経済教育を考えるシンポジウムの開催

2. 評価結果の概要

- 近年、金融トラブルが多発している中で、国民1人1人に、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し決定する能力、すなわち金融経済リテラシーが必要であり、シンポジウムの開催により、こうした金融経済リテラシーを身に付けてもらうことが期待できます。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- タイムリーに、各方面で活躍している団体等が金融経済教育の取り組みの発表や意見交換を行う場を提供するとともに、併せてパンフレット及び副教材の提供等を行うため、金融経済教育を考えるシンポジウムを行うこととし、そのためシンポジウム開催経費について、平成18年度予算要求を行うこととしました。

(2) 措置状況

- シンポジウムの開催
 - ・ 金融経済教育を考えるシンポジウムの開催について、18年度予算要求を行い、予算措置（4百万円）されました。

4. 担当部局

総務企画局政策課

平成17年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ－1－(2)－① 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実

1. 事業名

少額短期保険募集人管理業務システム開発

2. 評価結果の概要

- 平成 18 年 4 月に施行された少額短期保険業への新たな規制に伴い、少額短期保険募集人の登録申請、変更届出の受理のための業務が新たに発生することとなります。少額短期保険募集人の登録申請等の管理業務に係るシステムの開発により登録申請者等の利便性が向上するほか、データベース化による検索時間の短縮化等事務効率の改善が図られることとなります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映状況

- 少額短期保険募集人の登録申請等の管理業務に係るシステムの開発を行うため、18 年度予算要求を行うこととしました。

(2) 措置状況

- 少額短期保険募集人管理業務システム開発
 - ・ 少額短期保険募集人の管理業務に係るシステム開発について、18 年度予算要求を行い、予算措置（23 百万円）されました。
 - ・ 今後、外部委託業者によるシステム構築を行い、電子申請・届出システムとの連携を含めて、18 年度中にシステム全体の稼動を図ることを予定しています。

4. 担当部局

監督局保険課

平成 17 年度実施計画における関連政策

政策Ⅱ－１－(1)－① 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底

1. 事業名

電子申請・届出システムの e-GOV に整備する窓口システムの利用

2. 評価結果の概要

- 当該システムは、不特定多数の者（主に金融機関）が利用するものであり、当該事業は利用者にとって便利で使いやすいシステムとするためのものです。
「IT 政策パッケージ-2005」（平成 17 年 2 月 24 日 IT 戦略本部決定）において、「e-Gov を整備する窓口システムの利用に伴う各府省の電子申請の見直しについては、原則として 2006 年度末までに対応する。」とされていることから、早急に実施する必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 利用者にとって便利で使いやすいシステムとするため、18 年度までに、窓口システムを利用して申請を受け付けるための電子申請・届出システムの移行作業を行うこととし、申請・届出システム手続の電子化システム経費について、18 年度予算要求を行うこととしました。

(2) 措置状況

- 申請・届出システム手続の電子化システム経費について、18 年度予算要求を行い、予算措置（168 百万円）されました。

4. 担当部局

総務企画局総務課管理室、総務企画局総務課情報化・業務企画室

平成 17 年度実施計画における関連政策

業務支援基盤整備に係る政策 2 - (1) - ① 行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進

1. 事業名

バーゼルⅡ^{※1}の国内実施に伴う承認審査に対応したシステムの整備

2. 評価結果の概要

- バーゼルⅡの実施による金融機関のリスク管理の高度化を通じ、不良債権問題の再発防止等、将来にわたる金融システムの安定化に資すると共に、監督当局としても監督手法の更なる向上が図られるものと考えます。

- 本システムの整備により、先進的手法等の採用を希望する金融機関のリスク管理の状況の検証が開始できることから、平成19年度末に予定されている承認審査を待たずして、システム稼動後直ちに、これらの金融機関の保有するリスクについての的確な把握・分析等の効果が発現することが見込まれます。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 先進的手法等の採用を希望する金融機関のリスク管理の状況の検証のためのシステムを整備するために、18年度予算要求を行うこととしました。

(2) 措置状況

- 先進的内部格付手法等の採用を希望する金融機関を対象とした検証システムの整備
 - ・ 信用リスクにおいて先進的内部格付手法の採用を希望する金融機関やオペレーショナル・リスクにおいて先進的計測手法の採用を希望する金融機関を対象とした検証システムを整備するために、18年度予算要求を行い、予算措置（146百万円）されました。
 - ・ 整備された検証システムにより承認審査を円滑に行うことのみならず、金融機関との対話を通じたリスク管理の高度化を推進することとします。

4. 担当部局

監督局総務課監督調査室

平成17年度実施計画における関連政策
政策Ⅰ－1－(1)－④ 効果的なオフサイト・モニタリングの実施等

^{※1} 国際的に活動する銀行の自己資本比率に関する国際統一基準。昭和63年に現行のBIS規制ができてから既に15年以上経過し、銀行が抱えるリスクが複雑化、高度化する中で、銀行自身による内部統制、経営管理、監督当局による検証プロセス、市場規律に一層重点を置くことにより、金融システムの安定性と健全性を確保することを目的として平成18年度末に導入することとしている。

1. 事業名

オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化

2. 評価結果の概要

- コンピュータ・システムを活用することで、監督部局の限られた人員により、検査と検査の間においても金融機関等の経営状況の継続的な把握などのオフサイト・モニタリングを的確に実施することが可能です。

- 徴求データの受付をオンライン化することにより、オフサイト・モニタリングの効率的な実施が可能となるとともに、金融機関の利便性及び情報管理面の安全性が向上します。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 再構築されたオフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムに保険会社システムの機能を追加するとともに、預金取扱金融機関への徴求項目の追加・変更などを行うため、平成18年度予算要求を行うこととしました。

(2) 措置状況

- モニタリング・システムの機能強化
 - ・ 保険会社システムの機能追加等のオフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化について、18年度予算要求を行い、予算措置（271百万円）されました。
 - ・ 今後とも、金融機関等に対し、財務会計情報及びリスク情報等について継続的に報告を求め、金融機関等の経営の健全性の状況を常時把握していく予定です。

4. 担当部局

監督局総務課監督調査室

平成17年度実施計画における関連政策

政策I-1-(1)-④ 効果的なオフサイト・モニタリングの実施等

**Ⅲ 16年度総合評価の評価結果に
基づく反映状況**

16年度総合評価の評価結果に基づく反映状況

1. 政策名

電子金融取引への金融行政上の対応

2. 評価結果の概要

- プリペイドカード・電子的支払サービスについては、ここ数年で提携先の拡大やビジネスモデルの多様化・技術の進歩の結果、急速な普及がみられることから、それらの問題点について調査・モニタリングが必要です。その上で、利用者保護の観点を踏まえつつ、IT化による技術やビジネスモデルの進展に即した制度等の整備に向けて更なる検討を行う必要があります。
- 電子債権については、今後、関係機関において電子債権法（仮称）の制定に向けた具体的な検討作業が進められることとされていますが、電子債権法制に係る検討に当たっては、基本法制のほか、金融制度及び金融実務との関係においても、今後の検討の推移を踏まえ、適切な対応を進めていく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 電子的支払サービスについては、金融審議会金融分科会情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループにおいて、サービスを提供する事業者等からヒアリングを行い、取組みの実情把握や課題・論点の抽出を行うこととしました。
- 電子債権については、電子債権法（仮称）の制定に向け、金融庁のほか関係機関である法務省や経済産業省における検討内容も踏まえながら、電子債権制度の骨格について検討を行うこととしました。
- 金融機関の対応の進捗状況についてのフォローアップ
 - ・ 偽造キャッシュカード問題に対する各金融機関の対応状況について、引き続き把握することとしました。
- システム・セキュリティ対策に関する標準等の検討及び情報共有
 - ・ 監督指針においてATMシステム及びインターネットバンキングに関する項目を設け、監督当局における着眼点や対応等を明確化することとしました。
 - ・ 情報セキュリティに関して、行政当局を含めた関係機関との間で犯罪手口に関する情報共有及び各種セキュリティ対策の有効性の検証を行うこととしました。

(2) 措置状況

- 電子的支払サービスへの対応
 - ・ 最近のICチップやインターネットといった情報技術革新を活用した新しい電子的支払サービスが急速に発達・普及している現状を踏まえ、平成17年10月より、金融審議会金融分科会情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループにおいて、サービス提供する事業者等からヒアリングを行い、利便性や安全性の向上等に対する取組みの実情把握を進め、課題・論点の取りまとめに向けた検討

を始めました。

○ 電子債権への対応

- ・ 金融庁では、17年7月に、金融審議会金融分科会情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループにおいて「金融システム面からみた電子債権法制に関する議論の整理」を座長メモの形で取りまとめ公表しました。この座長メモにおいて示された基本的視点のほか、法務省における電子債権の私法上の論点整理や経済産業省における電子債権を活用したビジネスモデルの検討結果を踏まえ、17年12月に、法務省、経済産業省、金融庁において「電子債権に関する基本的な考え方」を取りまとめて、電子債権制度の骨格を明らかにしました。

○ 金融機関の対応の進捗状況についてのフォローアップ

- ・ 偽造キャッシュカード問題に関する各金融機関の対応状況について把握するため、17年9月末時点での「偽造キャッシュカード犯罪緊急対応方針」の報告を銀行法第24条に基づき徴求しました。
- ・ また、17年12月末時点における各金融機関の偽造キャッシュカード問題に関する取り組み状況を把握するため、キャッシュカードを発行する民間金融機関を対象にアンケート調査を実施し、その取りまとめ結果を偽造・盗難キャッシュカード預金者保護法の施行日である2月10日に公表（系統金融機関については2月23日に追加公表）しています。

結果について、17年4月末時点の前回調査と比較すると、ICキャッシュカードを導入している金融機関数が6から28へ増加、生体認証を導入済みの金融機関数が2から15へ増加、ATMでの引き出し状況等から異常な取引を検知するシステムを導入済みの金融機関数が60から335へ増加するなど、一定の進展が見られます。

○ システム・セキュリティ対策に関する標準等の検討及び情報共有

- ・ 「主要行等向けの総合的な監督指針」（17年10月策定）及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（17年12月改正）の中で、ATMシステム及びインターネットバンキングに関する監督上の着眼点や対応を記載しました。
- ・ 財団法人金融情報システムセンターが作成している「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」の改定（17年12月）にあたり、偽造・盗難キャッシュカード預金者保護法の趣旨に則ったものとなるよう、必要なアドバイスを行いました。
- ・ ATMシステム及びインターネットバンキングにおける犯罪手口の詳細な情報共有を図るとともに、各種セキュリティ対策の有効性を検証すべく、警察庁や財団法人金融情報システムセンター、各金融関係団体に参加いただき、金融庁監督局内に「情報セキュリティに関する検討会」を立ち上げました（17年3月）。
- ・ 犯罪手口や対応策などについて、金融庁が入手した情報のうち有用なものを金融庁から各金融機関に提供する体制を構築し、情報提供を行っています。

4. 担当部局

総務企画局企画課調査室、監督局銀行第一課